

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和7年第4回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和7年12月16日(火) 開会：午前9時58分 閉会：午後3時13分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第83号 工事請負契約の締結について
議案第86号 筑西市総合福祉センター等における指定管理者の指定について
議案第87号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標の策定について
議案第88号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について
議案第91号 令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)のうち所管の補正予算
議案第92号 令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第93号 令和7年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第94号 令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第95号 令和7年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)
議案第99号 工事請負契約の締結について
-

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	塚田 砂与君		
委員	吉富 泰宣君	委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君
委員	増渕 慎治君	委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 宮川 尚訓君

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） ただいまから福祉文教委員会を開催したいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、契約議案2案、指定管理者議案1案、地方独立行政法人議案1案、条例議案1案及び補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） また、筑西市議会基本条例第19条にあります委員間討議を希望される場合は、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部でございます。

議案第86号「筑西市総合福祉センター等における指定管理者の指定について」審査を願います。

初めに、社会福祉課から説明をお願いいたします。

石嶋社会福祉課長、よろしく申し上げます。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、議案第86号「筑西市総合福祉センター等における指定管理者の指定について」ご説明いたします。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、公の施設、名称、所在地の順でご説明いたします。筑西市総合福祉センター、筑西市小林355番地、筑西市関城老人福祉センター、筑西市藤ヶ谷733番地4、筑西市明野いきがいセンター、筑西市新井新田48番地1、筑西市協和ふれあいセンター、筑西市久地楽260番地。

2、指定管理者、名称、社会福祉法人筑西市社会福祉協議会、代表者、会長落合聖二、所在地、筑西市小林355番地。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。

筑西市総合福祉センター等につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間を同社会福祉協議会が指定管理者として運営しておりますが、その指定管理期間が満了するため、令和8年度から令和12年度までの5年間につきましては、同社会福祉協議会を管理者として指定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次のページを御覧願います。参考資料としまして、筑西市総合福祉センター等の指定管理業務に係る仮協定書の写しでございます。第1条は、施設の名称でございます。第2条は、指定期間でございます。第3条は、指定管理委託料の上限額としまして、5年間で2億8,258万3,000円としております。第4条は、議会の議決を経て指定管理者を指定した後に基本協定を締結することを定めるものでございます。

なお、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条におきまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、本市におきましても、地域福祉計画の内容を実現、推進するための重要な役割を担う団体となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） ここで質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今回の5年間の金額を出す上で、現在の5年間との違いはどういうところにあるのかと。例えば人件費だとか事業費だとか。あと、水柿議員が議案質疑の中で、施設の集約に関するという部分もあったかと思いますが、その辺も具体的にお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

まず、今回の大きな違いとしましては、前回に比べますと、まず公共施設の包括管理業務に移行しましたので、修繕料のほうは包括管理のほうに行っていますので、その分が減になっております。そのほか、今委員がおっしゃったように、当初令和3年度から令和7年度の場合、明野農村環境改善センターと明野老人福祉センターが含まれておりましたが、こちらが明野いきがいセンターのほうに集約されるため、当初のときには5施設だったものが今回4施設という形になります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あと、人件費や事業費はそのままなのでしょうかとということと、まずそれ1つお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 人件費のほうは、このところの物価高騰により、やはり上がっております。ただ、先ほども言いましたように、施設が減になっておりますので、総体的には約3,500万円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 事業費のほうちょっと漏れましたので、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 事業費。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

事業費につきましては約1億円計上しております、大変申し訳ございません。前回の支出のほう、私の手元にちょっとございませんので、対比はできないのですけれども、事業費のほうにつきましては、やはり施設が1減になっていますので、総体的には減っていると思われませんが、細かい数字がないのは、大変申し訳ございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後に、関城のその分の額が多少少ないなというふうに思っているのですが、これは事業の種類によるものなのか、それとも別のことによるものなのかをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

関城老人福祉センターにつきましては、やはり全体的なところで見ますと、前回は4,400万円だったので

すけれども、今回4,500万円ということで、約100万円上がっているのですが、ほかの施設と比べましても、ほかの施設に比べても、例えば明野いきがいセンターは4,800万円、協和ふれあいセンターについては今回につきましては5,300万円計上していますので、そこまでの差はないと考えられます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません。ご説明ありがとうございます。まず、これ水柿議員の質疑にもご答弁いただいたかもしれませんが、この社会福祉協議会を指定管理者とした最大の理由と、これ期間を5年間、毎回5年間とされているのですが、その根拠について教えていただきたいのと、あとこれまたすみません。水柿議員との質疑の中で、要するに市はどのように基本的はこの指定管理者を把握しているのですかという問いに対して、部長の答弁は総合モニタリングシートでやっていますわという回答でございました。令和3年度から令和6年度までBと普通ということで、大きな課題はなかったですよというようなことの回答でございました。そうしたら、今後よりよい運営につながるような、市として、市と指定管理者さんがどのようなPDCAを回していくのか。例えば情報共有の方法や会議体などで強化したいポイントとかあったのかなかったのか。でも、今回あるのかどうか、どういうふうにお考えなのかという内容と、あとすみません、もう1件だけ。私も総合モニタリングシートを見ました。これ令和5年度なのですが、評価全部オールBなのです。そうしたときに、例えば細かい話で申し訳ないですけれども、必要な資格等を有した適正な人員が配置されている、これBなのです。Aにするためには、これはどういった形でやればAになるのでしょうかという部分。要は何が言いたいかというと、これオールBという書き方されてしまうと、指定管理者の方々が一生懸命基本的なやる気を出して、PDCAちゃんと回しながら市からこういうご指摘を受けたらこういったことで改善していこうかという、評価がこれではちょっと見えないよね。これお金払った分だけの費用対効果ちゃんと指定管理者が出しているのかなというのが疑問をちょっと思ったもので。その3点についてお答えいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

まず、1つ目、社会福祉協議会の選定というか、その理由につきましては、部長が答弁したとおり、筑西市総合福祉センター等の指定管理者の募集につきましては、各施設とも地域福祉の拠点となる施設であることから、公募によらない方法で実施しているという形になっております。社会福祉協議会のほうから提出されました申請書類の審査を行い、指定管理者の候補として選定しているところでございます。

2番目、5年間の根拠という形になるのですが、筑西市におきまして、平成22年3月に策定されております指定管理者制度導入指針というのがございます。その中に、指定期間という項目がございます。原則として5年の期間というふうに定められていますので、その原則にのっとりまして、5年間とさせていただきます。

次に、最後、評価項目のA、B、Cという段階のものなのですが、基本的には何も問題がなければ基本的にはBになるという形になります。なお、こちらのほうは、所管課指定モニタリングシートを評価するのは我々ではなくて、管財課の所管にはなるのですが、こちらにつきましては、基本協定書、仕様

書を遵守し、その水準に沿った内容であった場合はBという形になります。議員がおっしゃるように、A、良好というパターンですね、良好になるに関しましては、基本協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた内容であるといった場合になります。こちらの優れた内容というのが、明らかに目に見えて当然優れた場合という形になってしまうので、なかなかAになりづらいのが現状なのかなというところがございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。それで、今後強化をするポイント、指定管理者と執行部の間での強化するポイントというのは特にないよということで、PDCAを回す必要ありませんわとおっしゃっているようにしか聞こえないのが1点と、あと、Aになれないということだと、なおさら基本的に指定管理者のやる気というのは、だってこれ適正に人員配置されているのに普通ですわって、どう考えたってそれは基本的に執行部のほうが改善せんとあかんちゃうんかいというふうにはしか聞こえないのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

まず、社会福祉協議会につきましては、施設の管理というところでは適正に実施しているところなのですけれども、部長の答弁があったように、今後につきましては、当然改善すべき事項がある場合は、我々のほうで指摘をさせてもらっております。必要に応じて必要な指示を行うというところなのですけれども、そのほか、サービスの向上及び利用者の増加というところがやはり今のところの課題という形で、同じような団体がずっと使っているような状態はかいま見えますので、新たな団体等の新規開拓のほう、お願いしたいと思っております。なお、委員がおっしゃるようになかなかAにいかない、だからPDCAをやっていないというわけではございませんので、その点はちょっとご理解いただければ幸いです。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 最後です。ちなみに、総合モニタリング指導、令和5年度の総合評価こう書かれています。今後については、利用者へのサービス向上及び利用者の増加が図れるように、福祉施設間の連携協力を図り、適切な管理運営に取り組まれないと書かれています。これ取り組まれないというふうに要望されているので、令和6年度の成果教えていただけてよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

令和6年度につきましては、管財課に確認したところ、これから公表という形になるそうなのです。ただ、私どもとしましては、やはり利用者の一定の定着がかいま見えますので、新たな開拓を今のところお願いしております。その結果、社会福祉協議会のほうとしましては、改善するという努力をしているということなのですが、やはり同じような団体が同じようなところを使っているというところがかいま見えているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 関連しているのですけれども、もう長く社会福祉協議会が指定管理者ずっとやっていたのですけれども、ちょっと確認したいことがある。市の福祉課、福祉部、その連携は定期的にもちろんやっているのだと思いますけれども、その内容。

それと、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、職員の交流、職員が出向しているということが過去にあったような感じもするのですけれども、現在はどうなっているのかなということが。

あともう1つ、福祉センター、私も定期的にたまに行くのですけれども、職員、アルバイト、パートとかいろいろいるのでしょうかけれども、大枠をちょっと教えていただきたいと。人数含めて。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

まず1つ目、連携でございます。連携につきましては、生活保護等の絡む場合は月1で、社会福祉協議会の係の者と月1で連携会議を図っているところでございます。そのほか、施設の管理運営につきましては、月ごとに市のほうの職員と情報共有を図っているところでございます。

次に、委員がおっしゃる職員の交流につきましては、現在行っておりません。ただ、過去に行っていたかどうかというのが、私のほうの手元に資料ございませんので、この場でお答えすることができません。

次に、福祉センターの職員数につきましては、常務理事兼事務局長が今1名、正職員が26名、再任用が1人、臨時職員が15名、合計43名となっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 今回は、施設4か所ということなのですけれども、小林にある総合福祉センターが中心になっていくと思う。市でやる福祉の中で、福祉センターの役割というのも当然議員の皆さんもそれは理解していると思うのです。なかなか市がやるものと福祉センターがやるそのすみ分けのそこら辺がお互いにボールの投げっこではないけれども、もう少しある程度明確にしたほうがいいのかという感じもするのですけれども、そういう感じはどうでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

福祉センターのほうにつきましては、それぞれの関連部局が様々な事業を委託したりしてお願いしているところでございます。例えば子育て支援だとか、例えば高齢者のほうのリハビリ体操だとか、そういったものを市役所の建物内でできないところをお願いしているという形になっております。なお、福祉センターにつきましては、明野、協和、関城及び中央の総合福祉センターと4か所ございますので、地域ごとのメリットを生かすような方向で話し合いを進めているところでございます。何度も言うように、各関連部局のほうが必要に応じまして、福祉センターのほうを利便性の高い施設ということで、支援の委託をお願いしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。市役所のほうでできるものと、やはり民間というか社会福祉協議会にお願いせざるを得ないものというのがありますので、一概にすみ分けというのはなかなかちょっと何とも言えないところでございますが、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたし

ます。

○委員長（大嶋 茂君） 増渕委員。

○委員（増渕慎治君） 今、課長のほうから、冒頭、施設の今度は包括管理に、今年からなのか来年か分かりませんが、前にも私質問したことがある施設かなり老朽化している場合があるのです。廃止した部署もあるのですけれども、そうすると来年からの管理は全て包括管理、管財課のほうに任すという形になるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 先ほど冒頭に述べました包括管理につきましては、あくまでも修繕という形でございます。修繕の130万円未満のものを一括して管財課のほうでやるよという形になっておりますので、建物の管理につきましては個別ということになりますので、ご理解賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

それでは、86号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「筑西市総合福祉センター等における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

では次に、議案第87号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標の策定について」審査を願います。

まず、地域医療推進課から、長塚地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。よろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第87号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標の策定について」ご説明いたします。地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標を別記のとおり定めることについて、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

中期目標につきましては、地方独立行政法人の設立団体の長が、地方独立行政法人法第25条に基づき、3年以上5年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないとされております。また、同条第3項で、設立団体の長は、中期目標を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされております。これらを踏まえまして、当課にて原案を作成後、評価委員会での審議、そしてパブリックコメントの手続きを行い、検討調整した上、最終的に評

価委員会からご承認をいただいた中期目標案となっております。

それでは、2ページを御覧ください。別記、地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標の概要をご説明させていただきます。まず、中期目標に定める事項は、地方独立行政法人法第25条第2項に基づき、「第1 中期目標の期間」、「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「第4 財務内容の改善に関する事項」、「第5 その他業務運営に関する重要事項」とされておりますので、これを踏まえ策定いたしました。また、第3期中期目標策定の考え方といたしまして、第2期中期目標を基本として、第2期中期目標の見込み評価、新興感染症や災害への対応、医療DXの推進、医師不足への対応など、取り組むべき重点事項を追加するとともに、新たな地域医療構想なども踏まえた内容としております。

2ページの後段から4ページにかけての前文でございますが、法人に対し、地域の中核病院として、救急や災害時の対応など、公共性の高い医療を提供することを求めるとともに、持続可能な医療提供体制及び経営基盤を構築し、住民の健康の維持、増進に寄与するために、第3期中期目標を定めることとしてございます。

4ページに移りまして、第1 中期目標の期間は、令和8（2026）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの4年間としております。これは、地方独立行政法人法第25条第1項に、3年以上5年以下との規定がございまして、茨城県西部医療機構における理事長の任期が4年であることを考慮して、4年間と設定いたしました。

次に、4ページ中段の第2から9ページの第5までは、実際に指示する事項を記載してございます。

最後に附則でございまして、この中期目標は令和8年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） お願いします。ちょっと細かいことなのですが、この文章をいろいろ読ませていただきまして、ちょうど我々は福祉文教委員会として、小田原市のほうにこのメンバーで委員長はじめ行ってきたのですけれども、その中でやっぱり赤字というか、業務業績改善するために重要な部分として私が頭に残ったもの、これについてちょっと質問させていただきたいのですが、これ7ページの、ごめんなさい。6ページが一番下、地域医療との連携ですよね。これは、かかりつけ医との連携ということで、地域の診療所とか、真壁医師会みたいのところになると思うのですけれども、そういったところとのつながりをつくるための（1）番で、地域のかかりつけ医との役割分担及び連携を推進するとあるのですが、まずこれどんな取組、具体的に行っていくのかということをお聞きます。

それと、もう1つなのなのですが、これ8ページ、これもやっぱり研修行きながらやはり重要だということ、働いている職員の環境ですよね。これがやっぱり対立したり、例えば変な話、いじめとかそういうものがないと思うのですが、気持ちよく仕事してもらうためには、やはり大事なものは満足度を上げるということで、その中でやはりこの（1）、（2）であるのですけれども、例えば一人ひとりの職員の能力や成果を公正かつ正当に評価すると。また、2番、（2）では、職場の環境に対する満足度を評価するとあるのですが、把握するとあるのですけれども、これも例えばこれだけではちょっと分からないので、具体的にどういったところ取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 三澤委員のご質疑に答弁いたします。

まず、地域のかかりつけ医との連携による2人主治医制の推進の部分ということだと思っておりますけれども、2人主治医制とは、ちょっと説明になりますけれども、日常的な健康管理や初期診療を担う地域のかかりつけの先生方と茨城県西部メディカルセンターで専門的な検査や入院治療を行う病院の専門医が患者の情報を共有し、それぞれの役割分担をしながら、連携して1人の患者様の治療に当たる体制ということになっております。これが今重要であるという理由なのでございますけれども、高齢化がご存じのように進んでおりまして、高齢者の皆様、複数の慢性疾患を抱える患者様が多くなってきている、そういったものが状況としてございます。こういった患者様に対しまして、病院の専門医が日常的な管理まで担うことは、外来の混雑を招いたり、本来の専門治療に支障を来すおそれがあると考えております。これらのかかりつけ医、2人主治医制を推進することで、ふだんは身近なかかりつけ医の先生が診ていただいて、専門治療が必要な場合であれば、スムーズに病院へという、そこら辺の効率的で質の高い医療提供体制を法人のほうに目標として求めるところでございます。協力体制としまして、具体的には制度設計の参画というところで、地域の診療所から病院に紹介する、病院からよくなったら地域に戻すという紹介、逆紹介、そういった基準をきっちり地域の先生方にも説明する、情報を共有する、もしくは医師会の協議の場でそういうお話を出していただく、そういうことが考えられます。あわせて、各地域の先生方に周知啓発していくことも重要かと思っております。制度の趣旨でありますとか、メリットについて、医師会、研修会を通じまして、地域の先生方、こういった方々により広く周知していくことが重要なことと思っております。

あと、もう1つ、具体的には、連携パスの共同作成、運用というのがちょっと考えられまして、この連携パスというのがどういったものかといいますと、正確には地域連携クリティカルパスといったような名称のものなのでございますけれども、患者様を中心に地域の医療機関や介護施設が連携して、情報を共有しながら、治療計画、こういったものをつくり、お互いにつくって、この患者さんにどう対応していこうというのを法人と地域の医療機関で共同してやっていただく、そういったことで、より手厚く患者さんには対応できるかなと思っております。

あと、もう1つ、最後になりますけれども、昨今のICTを活用いたしまして、診療情報の共有システム、そういったものも運用、導入できるのではないかなというふうに事務局としては考えております。

続きまして、2番目の人事関係のご質疑でございます。勤務する職員に魅力ある病院づくりということで、人事評価のまず制度のほうなのでございますけれども、以前にも全員協議会でご説明申し上げたことがありますけれども、やはり制度として中々病院に定着していなかったということがありまして、病院のほうでコンサルを入れまして、今現在また病院のほうで新たにつくった評価制度のほうを運用しておりますので、今現状そちらのモニタリングを当課のほうでしてございまして、また年度の途中ですので、すみません、結果のほうは年度末ぐらいに病院のほうに確認したいなというところで考えております。

あとは、職員満足度の向上なのでございますけれども、職員に対してアンケートを行って、60%前後の回答率ということでしたので、それでは完全に声は拾い切れていないだろうというところがありますので、そちらについては、法人のほうにもうちょっとアンケートのやり方ですとか、内容について検討するように指示のほうは行っております。今後この目標を出した後に、法人のほうから、中期計画ということで、こちらの勤務する職員に対する魅力ある病院づくりという部分につきましては、詳細な計画が上がってきますの

で、事務局といたしましても、それらをよく精査しまして、改めまして議会のほうにご説明、議案として提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。医療、介護のクリティカルパス、これはもう共有して、要するに地域医療の先生方と共有してやっていくと。逆紹介、紹介もしっかりその部分で連携、それがあることによって連携できるということですね。非常にいいと思います。

それと、もう1つの質疑で、コンサルが入ってしっかり評価基準、これはこの後年度末に評価が出るということで、それをちょっと待ってみたいと思いますが、もう1つなのですけれども、これ最後ですけれども、離職率が高いということで、看護師が離職してしまったりということがあったり、それによって新しい人がなかなか入りづらいことはあると思うのですが、特に私も直接働いている方から何人か訴えがあったのですけれども、やはりこの労働時間、働く時間、仕事はとにかく一生懸命やるのですけれども、育児と仕事の両立が難しいとか、人によってその差が出てきてしまうというものがあって、その中でここに（3）として、短時間勤務とか、院内保育はしっかりあると思うのですが、仕事と育児の両立を支援するための具体的な事例というか、変形労働時間制とかそういったものを取り入れているのかどうか最後にそこだけ伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

ただいまご質疑ありました件ですけれども、やはり看護師の離職率がちょっと高いというのは、当課としてもちょっと問題意識として持っているところでございます。通常一般の病院ですと、大体10%前後ぐらいの離職率なのですけれども、茨城県西部メディカルセンターのほうは16%ほど、昨年度ですか、あったということで、報告はいただいておりますので、そういった部分についても、定着を目指していくように、法人のほうにはいろいろと情報共有、お話などはしているところでございます。そういった中で、やはり地方独立行政法人という制度をうまく使っていただいて、委員おっしゃるように、勤務時間、その辺りをもうちょっと柔軟にやれてもいいのかなという部分は我々としても思っているところで、法人のほうとしては、非常勤の職員というか、アルバイトですとか、そういった方を間に入れながら、運用のほうはされているというところがあるかとは思いますが、そうは言いますが、やはり現場のほうから、委員のほうにそういったお声が出てくるというのはやはり課題かなと思いますので、本日いただきましたご意見については、改めて私のほうから病院のほうにお伝えしまして、なかなか答えが出てこない部分もあるのかなと思うのですけれども、よりよく勤めていただいて、定着していただくように、もちろん足りない部分、人材発掘というか、新しい看護師を採用するとかというのは必要だと思うのですけれども、まずはいただいている看護師に定着していただいて、離職率を下げていただくということが重要かと思っておりますので、そこら辺は市としても要望してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 毎回課長の答弁聞いていますと、あなたは100点満点の事務方としての答えを出しています。しかし、私は自分でこれ大反省しているのですけれども、茨城県西部メディカルセンターについては、何かといいますと、地方独立行政法人法をよく理解しないで、病院の開院に持ち込んでしまった

わけね。私は開院前、開院後も何度も担当部長に財務関係、病院赤字にならないかと聞いたところが、全ての部長はこう答えました。開院3年目から黒字化すると。これ全然なっていないよ、程遠い内容です。しかも、この前文、当たり障りのない、具体性のないきれいにまとまった文章なのですけれども、先ほどの三澤委員の看護師不足の件なのですけれども、実は他所の病院では新聞広告とかいろいろなチラシ入ってきますよね、募集要項が。茨城県西部メディカルセンターのはそういうことをやっているのかどうか私あんまり記憶にないのですが、そこにはまず給料面、それから福利厚生面の面、非常に強調して書いてあるのです。看護師を足止め、離職率を低くするには簡単なことなのです。給料高くすればいいのです。働いているのですから。お金いっぱいもらわなければほかへ行ってしまいますのです、条件。一番先の条件ですから、皆さん。きれいごとと言うけれども、ボランティアで仕事している人はいませんから。それを公表しないのですよね。していないと思います。新聞に大きく出ますよ、新聞一面に。年に1回何か相当大きな病院は。茨城県西部メディカルセンターは条件入っていません。だから、どういうふう募集かけているのかよく分かりませんが、どうやって看護師を募集かけているのか。

それから、質疑なのだが愚痴なのだから分らなくなりますが、前文の中の3ページの中段からちょっと下に、こういうことを書いてあるのです。新型コロナウイルス感染症への対応に係る補助金等が終了した令和5年度以降は云々、病院経営は極めて厳しいものとなっている。だから、コロナで補助金もらった後は苦しいに決まっているのです。そういうことを書いて、梶井先生は開院当初から何回も聞きました。僕は全国のエースを探している。ドクターについて。それを追求していくと、仁平議員、ドクターってそんなに簡単に見つかります。自分で言うおいて、エースなんか1人も連れてきていないのです。さらに、7ページの(3)で、地域住民や関係者とともに病院づくりを行うことで、地域医療づくり、さらにまちづくりと。これ何なのですか、病院をつくるのにまちづくりというのは。病院とまちづくりは私は全く理解できていないのですけれども、この前も梶井先生の最後の梶井節聞きましたけれども、常に言うのだよね、これ地域づくりって。病院は違います。人の命を守るためにつくったわけですから、病院は医師と看護師がつくっていくのです。そういう何かニュアンスを具体性のない抽象的な表現で何かをごまかそうとしています。そもそも市民病院からこの茨城県西部メディカルセンターに移行したのは、毎年毎年10年間も市民病院に10億円ぐらいつつ、一般会計から投入していて、これではどうしようもないということで、今度地方独立行政法人とかいう何かわけの分からない名前で、あたかも市から独立するような、独立採算制をするようなイメージでつくったわけですね。繰り返しますけれども、3年目から黒字化する。それはどうしてですかと言ったら、公立病院再編統合によりと、こういうふうに言っていますよね。それで、どれが質疑だか分らなくなりますが、実はさっきの地域のかかりつけ医との連携なのですけれども、私の記憶では1度も、私も結構高血圧とか持病があって、地域のクリニックかかっていますけれども、茨城県西部メディカルセンターへ行ってくれということ1度も言われたことはありません。幾つかのクリニック通っていますけれども。何言われたかと、全部、私の場合はつくば市のほうですね。だから、真壁医師会と仲がいいなんていうのは多分逆だと思うのです。真壁医師会の先生方、茨城県西部メディカルセンターへ紹介しないで、自治医大とか筑波大とか筑波メディカルセンター病院とかに紹介しています。だから、連携しているというけれども、これうそだと思うのですけれども、その辺もちょっと聞かせてほしいのです。本当にそうなのかどうか。取り留めのない質疑になったかもしれませんが、分かる範囲で。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。このあれは、目標を出すわけだからね、あくまでも、その観点から答弁してくれるかな。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 幾つかご質疑のありました部分について答弁させていただきます。

まず最初に、看護師不足のところ、どういった方法で広告などを行っているのかというご質疑あったかと思うのですが、委員おっしゃるように、茨城県西部メディカルセンターのほうで、新聞の広告欄を使ってというのは私も聞いたことがなくて、実際看護師の募集に関しましては、病院のホームページですとか、あとは各看護学校に直接行って打診してくる、あとはそれぞれの看護師のOGとなっている出た、卒業した学校への訪問等を行っている。あとは、業者のほうにも声かけをして、募集などを行っているというふうに伺っております。実際やはりご指摘ありましたように、お給料の面で上げれば多分私も集まると思います。地方独立行政法人なので、我々地方公務員とは違って、給料が決められているわけではないので、そこは本当に理事長、病院長の判断で弾力的にやっていただくのが一番だと思っておりますので、そういったご意見ありましたことは申し伝えておきます。

続きまして、令和5年度以降のコロナ補助金がというところでございますけれども、まさしく委員おっしゃるように、委員からも以前からも補助金がなくなった場合、補助金があったとしても、実際の経常収支比率は赤字だろうというご指摘は多々いただいております。我々も同じように感じておまして、病院のほうには再三再四経営改善に向けた細かい努力、一つ一つ積み上げていってというお話はしてありますが、残念ながら現状やはり昨年度の経常収支も経常損失として約9億円以上も計上しているところで、今かなり経営状況が厳しいというところですので、第3期に入ります令和8年度以降につきましては、やはりその部分は重点的に改善していくように、我々としても法人のほうとさらなる危機感を共有しながら、少しでもいい方向に持っていきたいと考えております。

まちづくりの部分なのですが、いつも病院長がお話いただいているのですが、単なる病院をつくるだけではなくて、病院があることによって、地域コミュニティーが活性化したり、生活の質の向上に寄与する存在となるというのを法人が目指していくと。そういったことによって、いろいろ講演会ですとか講座ですとか、そういったものを作って、開かれた病院としていくために、まちづくりまで行くのですよと、病院長がいつもおっしゃっている部分かと思っております。そこにつきましては、最終的には病院というものが、我々としては健康増進の活動の拠点の場であったり、地域住民の交流の場、あとは災害時にも拠点病院となって、指定されておりますので、そういった部分で、地域全体の活性化につなげていただいて、最終的にはこの地域のまちづくりに貢献していただきたいと、そういうふうに考えているところでございます。このまちづくりに関しまして、来年2月14日なのですが、病院のほうで病院フェスタというものを開催する予定になっておまして、市民の方にいろいろ集まらせていただいて、イベントやいろいろな公園、あとは屋上のヘリポートなどにも行っていただいて、より地域の住民の皆さんに病院を知っていただくという努力をようやく始めるということで伺っておりますので、それ1回にとどまらず、多分それをやったことによって、またいろいろ市民の皆さん、住民の皆さんから意見は出てくると思いますので、そういった中で経営の改善もそうですけれども、病院の在り方として、どういった方向に持っていくといいのかという部分を、病院の職員の人たちにはそこで認識していただきたいと考えております。

あとは、医師会との部分で、紹介、逆紹介のお話あったかと思うのですが、そちらの部分がか

っと資料確認しますので、少々お待ちください。令和6年度の実績の数字で申し上げます。紹介率、逆紹介率なのですが、紹介率のほうが89.0%、逆紹介率が71.7%というところで、法人としましては、地域医療支援病院というカテゴリーがありまして、そういったものの要件としては、かなり大幅に上回っているのですが、数字的にはやはり地元からのそういった紹介であったり、地元に戻す逆紹介というのは、うまく機能しているというふうに考えております。しかしながら、委員おっしゃいますように、多分委員が紹介された部分では、お住まいの地域ですとか、専門的な部分でその地域の先生がつくば市方面の病院を紹介されたのかなと推測はするのですが、やはり委員おっしゃいますように、地域で近いところに茨城県西部メディカルセンターがあるということを考えますと、やはり心情としてはそういったところに紹介していただいて、近いところでやるというのがよりよいのだろうなというふうに思いますので、その部分については、すみません。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） あと1つ、仁平委員のほうからは、チラシ等の宣伝とかそういうのをやっていくかやっていないかということで。やっていない。医者の方は訪問しているという話だけれども、それは確認。チラシ等はやっていないよね。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

先ほど最初にちょっと触れたのですが、新聞広告等など、あとはチラシなどは特にやっていないという状況で、ホームページであったり、病院の広報紙であったり、あとは看護師でいうと、それぞれの看護師が自分の母校である看護学校等に行く、あとは看護学校のほうに直接行って募集をかけてくる、そういったようなやり方だと伺っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） それと、この中期目標、これ議案として出ているわけですね。何人かの委員から、要望的なあれが出されているのですが、これは修正はどのようなのですか。このまま出すわけでしょう。これ中期目標ですから、これでいいかどうか諮るほかないよね。そういったことでよろしいのですよね。分かりました。

ほかに質疑。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 相変わらずいい答弁ですね。しかし、これは目標ですから、あくまでも目標は目標で結構な話なのですが、例えばの話、さっきの逆紹介の話で、筑波メディカルセンターに行ったら、ほとんど心配ないから、地元のクリニックで診てくださいと。だけれども、呼吸器内科のクリニックは少ないのだけれどもという話されて、黙って聞いていたら、岩瀬のほうを紹介してくれたのです。先生実は茨城県西部メディカルセンターが近いのですが、ああ、そういう病院もありましたねという程度ですから。相手にしていないですから、向こうは。そこは認識しておいたほうがいいです。そういう病院あったねというのだから。もう8年もたつたって。呼吸器内科、ああ、ここもやっていますねなんて、では、そこにしますかねなんて、その程度ですから。この前塚田委員の一般質問のときに、梶井先生だか理事長が替わるという話をしていましたよね。その先生が地域づくりという訳の分からないことを言うのはちょっと変だなと思って、とうとうドクター1人も連れてこられないで、先生ごまかすのだよね。いろいろ言うと。いずれにしても、地域コミュニティーを取るということはこれからの目標なのでしょうけ

れども、現在ではそういうのは程遠い話で、実は我々議員はいろいろなところにいろいろな高齢者とか障害者に話を聞くのですけれども、茨城県西部メディカルセンター行きたいのだけれども、交通の便がないのだと言うの。デマンドではと言ったら、あれ予約しても、なかなか来てもらえないし、時間が読めないって言うのです。家族に送っていってもらったらと言ったら、意外にそれ駄目なのです。意外にやりにくいという話をしているのです。大きい病院は巡回バス回してもいいのではないのって言うのです。例えば土浦協同病院は回しているという話聞いたのですけれども。そして、それが提案あるとき私したら、真壁医師会が猛反対するらしいですね、お客さん取られてしまうということで。巡回バスを回せば、病院の高齢者やそういう足がない人たちは行けるわけです。でも、この茨城県西部メディカルセンターは紹介状がないと、総合病院ではないですから、こういう法律守られているわけですから、もう近い将来、本当は総合病院にしてしまったほうがいいのです。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員、いいですか、質問。

○委員（仁平正巳君） 質問しているのです。

○委員長（大嶋 茂君） 質問ですか、これ。

○委員（仁平正巳君） 質問しているのです。ちょっと待ってください。私の発言の時間なの。したほうがいいのですけれども、法律上は現在無理だと思うのですが、事務方の意見を聞きたいのです。だって、市民が身近に感じられないという意見が多いのです。そういうことで、地方独立行政法人法では無理でしょうけれども、総合病院に移行するということはあるのか。あり得ないのか。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

いろいろご意見、ご質疑ありがとうございます。ちょっと順を追ってご説明申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 簡潔にね。あくまでもこれに対するあれだからね。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） はい。まず、デマンドの件なのですけれども、今巡回バスも回っておりまして、病院のほうも回っていただいておりますので、ちょっとそちらのほうを利用させていただくということが1つと、あとは委員おっしゃったようにちょっと予約が取りづらいというお話はあるかと思うのですけれども、デマンドタクシーを使っていただく。あと、もう1つは、やはり今後の高齢化を見据えた上で、病院の方針として、委員おっしゃるように、病院自体で巡回バスなど出していただくのは私もいいのではないかなと思っておりますので、そういったご意見あったことを早速今日事務長に伝えておきます。

あとは、総合病院にということでお話ありましたけれども、2040年問題を考えますと、ますます高齢化が進みというところで……

○委員長（大嶋 茂君） 課長、あくまでもこれ目標であって計画ができて具体的なことは、その中の話だからね。中期目標だからね、4年間のね。その範囲で答弁。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 目標の中にもちょっと掲げてあるのですけれども、2040年の人口動態ですとか、医療ニーズ、医療需要などを見た上で、病床運営というのを柔軟にやってくださいというのは目標の中にも記してありますので、今現在急性期の病院でやっておりますけれども、今後委員が思い描いていらっしゃるような総合病院にということも選択肢の一つであるかなというふうに事務局では思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員、いいですか。

ほかに。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 3点よろしくお願ひいたします。

7ページの地域医療支援病院としての取組のところでございます。これ例えば膵臓がん、これ胃がんを超えて、がんの死亡、膵臓がんのほうが3番目に上がってしまいましたけれども、膵臓がん、早い段階では症状が分かりにくい病気なのです、これ。かかりつけ医が日常診療の中で行う血液検査や超音波検査、エコーですね、を通じて捉えた小さな変化や気づきをこの要は地域医療支援病院ですから、紹介状を通じて、茨城県西部メディカルセンターにつなぎ、同センターがCTやMRIといった精密検査につなげていく。要はこうした早期発見を意識した段階的な医療連携の考え方も、この計画の方向性の1つとして理解してよろしいのか。この地域医療支援病院としての取組という中には、こういった膵臓がんの今言ったような内容あるのかという、入っていますかという内容が1点と、同じく7ページの目標管理の徹底でございます。経営強化プラン2023では、病床利用率250床に対して200床を見ますわという形で、令和7年度は活動をされている状況でございますが、前回の課長のご答弁で、いや実は150から170なのですわとおっしゃったと。ということは、この目標管理の徹底に完全に合致する取組が行われるのですよねと。特にその達成状況を定期的に検証することで、効率的かつ持続可能な運営を推進することとなっているけれども、まさにこれ200床目標に対して150床から170床ということは、目標管理の徹底からすると、いやいや、1月、2月、3月で230床やって、平均的に200床にするのか、それともいろいろな手を打ってやるのかとか、その点について、どういったことをお考えなのかという内容。

すみません。最後、3点目、これ内部統制の強化、8ページのところ、内部統制の強化。医療事故や不正と書いたのです。医療事故ってこれどういうことをおっしゃっているのか。不正というのはどういうリスクをおっしゃっているのか。これを事前に識別及び評価するというふうにおっしゃっているのですけれども、これってどういうことで内部統制の体制を構築されるのかという部分、これちょっと教えていただきたいというふうに思いました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長、答弁をお願いします。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 吉富委員のご質疑に答弁いたします。

まず、地域医療支援病院としての取組というところで、なかなか見つけづらい膵臓がん等のそういった発見、早期治療という部分だと思うのですけれども、こちらに関しましては、地域の医療提供体制の強化を推進するということに集約されていると私は思っております、それはすなわち正しい医療を、正確な医療を目指すという部分も包含された目標と考えておりますので、委員がおっしゃるような、そういったなかなか見つけにくいものの疾病であったり何かというのは、法人としては当然のことながらやっただく、やりますということで、計画のほうは今後つくっていただくつもりであります。

2番目の目標管理の徹底なのですけれども、やはりこの間も全員協議会でご説明したように、全然病床数埋まっていないですと。毎月のように、毎月以上、病院のほうとは現状どうなのというやり取りを実はさせていただいている中で、なかなか埋まっていけないという部分で、いろいろ看護師の不足している

問題だとか、いろいろなやはり病院としては理由であったり、言い訳とも取れるようなお話というのが出てきます。そういったところがありましたので、本当に数値目標、今後なのですけれども、計画のほうで出していただいて、その達成状況を病院も検証しますけれども、我々市のほうとしても検証していく。そういうことをモニタリングすることで、効率的で持続可能な運営を推進していきましょうというような目標で出しておりますので、この後法人のほうから上がってくる計画のほうで、そこは精査していきたいなと考えております。

最後のご質問で、内部統制の強化というところで、やはりどうしても病院というところだと、医療事故というリスク、不正もそうなのですけれども、医療事故というのは、多かれ少なかれ残念ながらあるという部分があります。そのほかには、個人情報漏えいであったり、不正会計であったり、ハラスメントであったり、様々なそういったリスクがあるものと考えております。そういったリスクを組織的に管理していただいて、業務の適正性を確保するために、こういった目標を事務局としてつくったところがございます。病院のほうとしては、医療安全委員会ですとか、いろいろ情報のセキュリティーですとか、そういったものに関してやってはいただいておりますけれども、やはりそういった内部統制の強化、ガバナンスの強化等は、今後どの組織においても、もちろん市役所においてもそうだと思うのですけれども、そういった部分は強化していくのが時代の流れなのだろうなというところで、こういった目標をつくったところがございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 地域医療支援のほう、これは一応念のため課長のほうにお伝えしますが、本市の健康カレンダーのほうには膵臓がんが入っていませんから、今現時点。要は厚生労働省も膵臓がん意識していないということなのです。本市の場合は、基本的に厚生労働省が言ったことはやるのですけれども、厚生労働省が言わないことはやりませんという基本的なそういった風土もあるようなので、そういったことなのですけれども、一応あくまで本市は地域医療支援病院なのです。すなわち紹介状が必要なのです。なおかつ200床以上がないと、地域医療支援病院にはなれないわけです。だから、地域医療支援病院になりますって宣言したからには、紹介状を基本的にどどこ、どどこももらうような体制つくるのは当たり前なのではないのですか、厚生労働省が何と言おうとというふうな思いがあるので、お話をしましたので、その点よく法人とお話しいただきたいと思います。

目標管理の徹底、今地域医療支援の話しました。200床以上しかやれないにもかかわらず、150床から170床しか埋まりませんよね。だから、でも令和8年度以降も地域医療支援で頑張りますわと、地域医療支援加算がもらえるわけなのですが、それよりも199床以下にして中等病院になることによって、中等病院のほう厚生労働省のほうは点数高いですからね。だから、その辺も今後考えていく必要があるのではないですかというのも、一応申し伝えさせていただきたいなと思いました。

リスクのほうは分かりました。

質疑は以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） ご意見ありがとうございます。まさしく吉富委員おっしゃるように、

中期計画を策定するに当たって、病院内でも今ちょっと話が出ているのは、やはり250床を堅持していくのか、それともダウンサイジングして、もうちょっとコンパクトにして、人件費も人数を減らして、人件費も落として、そのほうが経営改善できるというふうな意見もちょっとあつたりしますので、その辺りは中期計画のほうでお示しいただくのですけれども、県内での地域医療構想調整会議ですとか何かで、今後この筑西下妻の地域でどういった病床がいいのかというのは議論されていきますので、そういったものを受けて、やはり中期計画ももしかすると4年のうちの途中で変更というのものもあり得るかもしれません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

まだ質問あるようでございますので、ここで休憩いたします。開始時刻は20分にします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時18分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

塚田委員。

○委員（塚田砂与君） 8ページ、財務内容の改善に関する事項の2番、収益の確保と費用の節減の中で、病床利用率の向上、またという後にそれ続いて、またというところで、診療材料、消耗品等の購入方法などいろいろありまして、費用の節減を図ることとありますけれども、これはどういうことなのかちょっとお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

まず、ここの部分で目標として出している部分で、収益の確保なのですが、経営悪化の根本原因として我々が考えている非稼働病床の稼働が最優先かなと考えております。病床稼働するために、医療従事者の確保を通じて、利用率の向上を徹底していただきたいと思っておりますし、また診療報酬の有利な評価が得られるような医療技術の導入、検診事業の展開も重要かなと考えております。費用節減の部分のところなのですが、やはり病院としての規模の経済性を追求できる部分として、医療機器の共同購入、例えばですけれども、近隣の病院とお金を出し合って購入するだとか、そういったことも考えられるかなと思っておりますし、医療DXを推進することによって、業務プロセスを効率化して、人を少なくして、業務を当たっていけるのではないかなというのも考えておりますし、エネルギーコストなども削減できるのではないかと、今後中期計画を策定する際に、法人のほうにはその辺りを分析していただいて、策定していただくというところを市のほうとしても評価して、必要であれば助言等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） それに伴って、やはりドクターや看護師への指導というか、研修というか、そういうものも入ってくるのではないかと、大切になるのではないかとと思うのですが、その辺りはこういう計画

には入らないのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 今回出させていただいている目標のほうには、そこまで細かい部分が入ってはきませんけれども、今後法人のほうで策定する計画の中において、法人が必要と判断することであれば、明記されてくる部分だと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） 市のほうからも、もしそういうことが内容に盛り込むことができるのであれば、そういうことも盛り込んでいただきたいなと思いますので、これからよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どうも国とか県のほうの新しい取組というか、方針によって、大分今までとはさま変わりではなく、強化されるような文言がいっぱい並んでいるのです。例えば地域医療構想の中で、県南西医療提供圏域というような言葉がつけられて、県内を3つに分けて広域的にと。何でそういうことをやるのかというと、要するに医療資源が足りないから、人材が足りないからだということで、特に茨城県はそうだというふうになっているようですよね。その中で、この茨城県西部医療機構頑張れ、頑張れとやらなくてはならない目標設定になっているわけですから、非常にそもそもの土台が大変な状況の中で行われるということ。行政がつくっている病院のほとんどが赤字と、9割赤字ということからも本当に大変なことだなというふうに思うのですが、具体的にこの中期目標から見て、先ほど仁平委員が言いましたけれども、2ページのところで、経常収支比率や医業収支比率が計画を大きく下回りということで、なかなか上向きができないと、病院経営は極めて厳しいという実態なわけです。その中で、どうやってこの経営を立て直すのかというと、先ほど課長が言われましたように、稼働病床を増やすことがやっぱり基本であるということになってくるわけですが、それには医師確保と看護師確保は最低必要ということになるのですが、どうもそれに足かせがかかっているように私はこの文言から見えるのです。非常に走れ走れと言いながらも、裾を踏んづけている状況、踏んづけられている状況があるのではないかとこのところで確認したいというふうに思うのですが、今までは筑西・下妻地域医療圏の中で、中核病院として考えていたわけですが、今度は県南西医療提供圏域というふうになってきて、要するに私のイメージでは、茨城県西部メディカルセンターに医師確保を、例えば筑波大や自治医大、そのほかからできるだけ招聘したいと思っても、県南西医療提供圏というこの新しい設定によって、いや、おたくのところはそこまでやなくていいですよ。筑波大やほかがありますからというふうなことが起きかねないなと思っているのです。それらの地域医療構想調整会議とか地域医療対策協議会というのが県にあって、そこでどういうふうに言うのか分かりませんが、それによって医師確保を図りたいというふうに私はこれ読み取るわけなのですが、どういうふうにして、地域医療構想調整会議とかなどで、医師確保をうちにこれこれこういう事情なのだから、もっと派遣してほしいというふうに言えるのかなと。こういう話があるのです。地域医療構想調整会議って何をやるのかというと、機能分化と不必要病床の削減が主たる内容だと。なると、茨城県西部メディカルセンターは250床を一応標榜しているけれども、こういう新しい医療圏を考えると、そこまで必要ないでしょうということにだんだんになってくる、病床を削減しろという圧力になってくるのではないかと。国のほうでは、病床削減を今一生懸命やっていますから。その余波をここで受けるとな

ると、医師確保も病床が少なければ、医師も少なくてもいいでしょう。筑波大でもこういう調整会議でやっているのですから、おたくのところには回せませんとはっきり言うことができるわけですよ。ということが起こりかねないのではないかと思うのですが、それでもこの文言にはそれをやっています、やってくれというふうになっているので、その辺のところを可能性という立場からちょっと説明をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 三浦委員のご質問に答弁いたします。

まず、この県南西医療提供圏域というものの設定なのですけれども、県としましては、この医療提供圏域を設定した目的として、主に高度医療に係る機能の集約化、役割分担の明確化をより強力に推進したいというのが目的であると伺っております。したがって、高度医療に係る部分、本当に急性期の中でも高度急性期と言われるようなものについては、筑波大学ですとか筑波メディカルセンターのほうに機能を集約化して、そちらで急性期、高度急性期を終えた患者様は、こちらの2次医療圏でも見られるだろうというところで県が設定したものですので、この医療提供圏域3つつくったことによって、即座に各中核的な病院の医師が少なくなっていくというのは考えられないというふうに思っております。しかしながら、三浦委員おっしゃるように、今後やはり人口が減っていく、生産年齢人口の流出で過疎化がどんどん進んでいくということになりますと、やはり先ほどおっしゃっていただいている地域医療構想調整会議ですとか県の協議会のほうで、病床のほうはどうなのだという議論はもちろんもうすぐ出てきておりますし、調査のほうもしております。実際筑西下妻でいいますと、高度急性期という部分はもちろん、大学病院クラスなので不足しております。しかしながら、急性期については過剰であると、ベッドが多過ぎると、今茨城県西部メディカルセンターが持っている病床も急性期の病床がほぼほぼですので、やはり過剰だというのは数値的に出ております。逆に回復期と言われる病床は不足しているといったような現状がございまして、これから2040年に向けまして、ますますそういった数字がより顕在化してくるというふうに考えられますので、県のほうとしても、そういった調整会議の場で、病床数の削減だったり、増床だったりというのは話していかれるのだろうなというところで、やはり茨城県西部メディカルセンターとしても、先ほどちょっと答弁申し上げましたけれども、今後の病床数、機能については、そういった会議を経て、一番この地域として何が最適解なのかというところは検討する余地が多分にあるのだろうなと思っております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まさにそうだと思うのです。ここに文言も、4ページのところですか、真ん中当たりに、病床機能については地域の医療需要の変化を鑑み随時見直しを行う。随時見直しを行っていくわけですから、確かに高齢化だとか、慢性病の増加だとかということで、大分医療の中身も変わってきているなというふうに思うわけです。そうすると、現在の病床の区分がどういうふうに変っていくと想定しているのかということなのです。結局どういうふう的现状に病床を合わせていけるのかといいますか、いかなくはないのかと、どういうふうに市としては考えているか、その辺をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

やはり高齢化が進むに当たりまして、慢性疾患を多く抱えた患者様が増えてくること、あとは先ほど申

上げましたように、県南西医療提供圏域で高度急性期に関することに関しては、やはり大学病院を中心にやっていくということだと、やはりこの当地域としましても、慢性期ですとか回復期、そういった病床が今後必要になってくると思いますので、その辺りは県のほうの会議ですとか協議会の動向を市としても十分注視しながら、法人と情報共有して、病床の効率的な運営、運用、その辺りを考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私分らないところが、前の市民病院の頃とか、あと芳賀赤十字病院なんかも似たようなことだったのですが、大赤字の病院と言われていたのです。芳賀赤十字病院はどうやってそれ再建して新しい病院棟まで建てられたかという、急性期に特化したと。一次医療は地元にお任せしたという区分をはっきりさせたのです。それによって収益がどんどん上がっていった。それで、筑西の中核病院も結局同じような考え方で再建も図ってきたわけですね。それで、2人主治医制という形も取って、収益が上がるようにということもあるわけです。ところが、これからはそうではなくて、療養病床も増やさなくてはならないということになってくると、結局病院としての収益を考えると、急性期対応だったのがだんだんと収益も減ってくるのではないかなと。この病床の変化によって、対応せざるを得なくてという心配があるのですが、その点はどうなのかなというところをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

やはり急性期と慢性期、回復期を考えますと、そこに投入される人材の数の違いは出てくると思います。急性期であれば、1人の患者さんに対して多くの看護師、医療スタッフが必要になってきます。これが慢性期、回復期になりますと、1人の患者さんに対してそこまでの人的資源は必要ではないということを考えますと、総体的に慢性期、回復期、そういったものを増やしていく病院というのは、人材も少しずつ減らしていけるのかなと思っているところで、経営はやっていっていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その辺のプラスマイナスという部分があると思うので、今日はその辺にして。

もう1つ、小児医療でちょっと意味が分からない部分があるのです。この小児医療は、5ページの真ん中、(7)に出てくるのですが、こういう書き方をしているのです。より専門的な治療が可能な医療機関と連携して、幅広い受入れ体制の構築を目指すことということになっていて、これは茨城県西部メディカルセンターで受け入れる体制を幅広く受け入れるという意味にはちょっと取れないなと私は思っているのです。むしろより上の病院との連携で、そちらに回すという意味にも取れるのですけれども、これをその下の行、また小児の入院治療が可能な体制を地域の医療機関等と連携を図りながら整備する。地域全体として考えるならば、これでもほかの小児科との連携で入院体制をつくるというのはいいと思うのですが、これは茨城県西部医療機構の話なので、この辺はほかの医療機関と連携を図りながら、入院体制の整備ということがよく具体的には分からないので、どういう連携をしていくという意味なのかお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁申し上げます。

地域医療に関しましては、やはり市民の皆様から、非常にニーズの高いというか、充実を求める声が多く上がっております。そういったことを鑑みまして、まずは救急体制を強化してくださいと、そういった上で、専門的な治療が可能である医療機関とも連携しながらというところで、小児に対するセーフティーネットを広く捉えるという意味で、幅広い受入体制の構築を目指すこととしております。

その下の入院治療が可能な体制というところ、あとは医療的ケアというところで、こちらにつきましても、やはり現状の体制でなかなか入院が増えてこないというのが茨城県西部メディカルセンターの中ありますので、そういった部分でも、やはり地域で入院できる小児の病床というのが少ないというのがありますので、その部分としては設立団体として強化していただきたいと思いますと思っております。医療的ケア、レスパイトというところで、入院をしていただくことで、介護している方、面倒見ていらっしゃる保護者の方々に、休息的なのも取っていただきたいと思いますというのがありますので、やはりこの小児医療に関しては、市民の皆様からの切実な要望が多くありますので、この目標ではちょっとレベル感がなかなか難しいのですけれども、全体的に強化してくださいという目標を出して、後ほど計画で上がってくる部分で具体的に見ていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 以上で、ちょっと長くなってしまっていて、大体あれだと思っておりますが、この辺で質疑を終結したいと思います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決をいたします。

議案第87号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期目標の策定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について、審査を願います。

なお、議案第91号については、複数の部にまたがるために、全ての部の審査の終了後、討論、採決をいたしたいと存じます。

まず初めに、健康増進課から説明をお願いいたします。

岩下健康増進課長、説明をお願いします。

○健康増進課長（岩下寿子君） 健康増進課、岩下です。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、健康増進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算書12ページ、第3表、債務負担行為補正（追加）につきましては、別紙、債務負担行為一覧によりご説明いたします。別紙、債務負担行為一覧の4ページを御覧願います。健康増進課の所管事業は、

4 ページ、ナンバー87、定期予防接種個別接種委託から、ナンバー104までの18件となっており、期間は全て令和8年度、全て令和7年度中に契約を締結し、準備する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

4 ページ、ナンバー87、定期予防接種個別接種委託及びナンバー88の任意予防接種個別接種委託につきましては、どちらも4月からの医療機関での予防接種実施に対応するためです。

次に、ナンバー89、健康管理システム受診券データ抽出作業委託からナンバー93、成人健診予約等委託まで、加えて、ナンバー96、特定健診・健康管理システム保守委託から97、特定健診・健康管理システムウイルス対策ソフト使用料及び99、特定健診・健康管理システムソフトウェア使用料から、101、ガバメントクラウド運用管理補助委託（特定健診・健康管理システム）につきましては、健診対象者のデータ抽出作業、受診券の印刷、封入封緘、コールセンターやインターネットでの予約受付などを行うものです。

次に、戻りまして、ナンバー94、歯科保健事業相談指導委託につきましては、筑西市歯科医師会から歯科保健事業に関する必要な指導及び助言をいただくものです。

次に、ナンバー95、運動普及推進事業委託及び98、健康づくり推進事業に係る委託並びに102、食生活改善事業に係る委託につきましては、健康づくりを推進する地域団体が保健事業を実施するものです。

最後に、ナンバー103、24時間電話健康相談サービス委託及び104メンタルヘルスチェックシステム……失礼いたしました。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと確認してくれる。数字ずれている。

○健康増進課長（岩下寿子君） 失礼いたしました。

それでは、番号なしで言わせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございませんでした。

○委員長（大嶋 茂君） では、番号なしで言ってください。

○健康増進課長（岩下寿子君） それでは、続きまして、最後に、24時間電話健康相談サービス委託及びメンタルチェックシステム「こころの体温計」運営管理委託につきましては、年中無休24時間対応の事業です。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 番号を言ってちょっとずれているようですが、内容については間違いはないということですので、ここで質疑をお願いいたします。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 102番のガバメントクラウド運用管理補助委託の部分で、特定健診・健康管理システムの、これ令和8年度から新しい仕組みを導入するよって、20項目のうちの2項目が健康増進課のほうで対応するという形になるかと思うのですが、これって例えばその教育とか、新しいシステムが入るので、その辺の基本的にリスクマネジメントはどういう形でやるかというのは、要は不具合があったら、元の仕組みに戻しますだとかそんなのが発生するものですか、新しい国の方針にのっとってやる対応なのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） ご答弁申し上げます。

こちらのシステムにつきましては、国の標準化に基づくシステムの委託料でございまして、こちらの今申しあげました委託料に関しては、あくまでも健康増進課及びこども部母子保健課で使用している健康管

理システムについての委託ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） あくまで委託料なので、それなりの細かい話は違う、要は行革DX推進課が多分やる形になるのですね。そういう意味では、いいです。分かりました。

以上でございます。すみませんでした。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課、長塚地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課の長塚でございます。よろしく申し上げます。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと番号はあれですから、ページ数言って、進めてください。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、地域医療推進課所管分につきましてご説明いたします。

15ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項の欄、上から9行目、下からは3行目になります。夜間休日一次救急診療所運営補助業務人材派遣委託、期間、令和8年度、限度額、175万3,000円につきましては、休日診療所におきまして、感染対策に係るドライブスルー方式の診療を実施するため、人員が必要であることから、業務委託するものでございます。

その下、夜間休日一次救急診療所総合生活保険（傷害補償）、期間、令和8年度、限度額、61万2,000円につきましては、従事していただく医師や薬剤師にけがや傷害があった場合の補償といたしまして、総合生活保険に加入するものでございます。

続きまして、その下、地域医療支援システム講座寄附金、期間、令和8年度、限度額、6,000万円につきましては、日本医科大学から茨城県西部メディカルセンターへの医師派遣協定に係る寄附金でございます。

医師修学資金貸与（令和7年度決定分）、期間、令和8年度から令和13年度まで、限度額、2,160万円につきましては、市内の指定病院において医師として勤務する予定者に対しまして、大学の医学部の就学に必要な資金を貸与するものでございます。いずれも令和8年度の年度当初から契約を履行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後の説明の医師就学資金貸与についての中身をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 三浦委員の質疑に答弁いたします。

医師修学資金貸与資金といたしまして、月額30万円を年間で12か月、360万円、それを6年間、2,160万円を1人の方に貸与するということになってございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から、荒山医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（荒山尚紀君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、5ページからの第3表、債務負担行為補正（追加）でございますが、令和7年12月補正概要説明書、債務負担行為一覧により説明したいと思います。別紙3ページを御覧いただきたいと思います。ナンバー69、医療福祉費共同電算処理業務手数料からナンバー71、住民情報システムアウトソーシング（医療福祉）及び5ページ、106、特定健診等データ管理システム手数料（後期健診分）からナンバー108、後期高齢者健診予約受付等委託の全6件の事項につきましては、令和8年度の事業及び手数料であります。令和8年度の年度初日から業務に対応するには、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。2段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄55、地域診療情報連携推進費補助金193万4,000円の増額は、障害者総合支援及び医療福祉費に係る住民情報システム改修委託料につきまして、国庫補助金の交付決定を受けたことから、増額補正をお願いするものでございます。内訳は、障害者総合支援等分が157万7,000円、医療福祉費分が35万7,000円でございます。補助率は2分の1となっております。なお、障害者総合支援等の担当課は障害福祉課、医療福祉費の担当課は医療保険課となっております。補助金歳入後、各課の事業に従財源充当する予定でございます。

続きまして、28ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目7医療福祉費、説明欄、住民情報システム（医療福祉費）改修事業は、歳入で申しあげました地域診療情報連携推進費補助金が交付されることにより、医療福祉費分35万7,000円について、財源内訳を変更するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課、石嶋社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いします。

議案第91号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。最上段、事項欄、自立相談支援事業委託でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を筑西市社会福祉協議会でも行うために、事前の契約が必要な事業となるため、限度額407万9,000円の債務負担をお願いするものでございます。

次に、その下、2行目、事項欄、家計改善支援事業委託でございます。これは、家計に問題を抱える生活困窮者の家計改善のため、自立相談支援事業と併せて筑西市社会福祉協議会に委託している事業であり、

同じく事前の契約が必要な委託事業となるため、限度額114万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、3行目、事業欄、被保護者就労支援事業委託でございまして。これは、生活保護受給者等の就労活動を支援し、社会における居場所を確保するための支援となります。筑西市社会福祉協議会へ委託する事業となり、事前の契約が必要な委託事業となるため、限度額803万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございまして。2段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、2行目、目3民生費国庫補助金、節2生活保護費補助金、説明欄2、生活保護適正実施推進事業費補助金に44万5,000円の増額をお願いするものでございまして。これは、令和7年第2回定例会におきまして、議案第54号としてご議決いただきました生活保護一般事務費による生活保護関係システム改修委託料につきまして、国庫補助金の交付決定を受けたことから、増額をお願いするものでございまして。なお、補助率は2分の1となっております。

続きまして、29ページの中段を御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございまして。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護一般事務費は、歳入で今ご説明しました生活保護適正実施推進事業費補助金が交付されることにより、財源内訳を変更するものでございまして。

説明は以上でございまして。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。開始時間は1時にお願ひいたします。

休 憩 午前 1 時 5 7 分

再 開 午後 1 時

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、障がい福祉課からの説明をお願いいたします。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

野村障がい福祉課長、よろしく説明お願ひいたします。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。着座で説明させていただきます。

議案第91号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

10ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございまして。4行目、障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス）保守委託から、一番下の段、在宅心身障害者紙おむつ支給の8件について、令和7年度中に契約を締結し、準備をする必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございまして。

次に、24ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございまして。款15国庫支

出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、説明欄36、障害者自立支援給付費負担金2億3,115万8,000円、38、障害児施設措置費（給付費）等負担金1億107万5,000円の増額は、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、4段目、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、説明欄26、障害者自立支援給付費負担金1億1,557万9,000円、32、障害児施設措置費給付費等負担金5,053万8,000円の増額は、国庫負担金で説明いたしました、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。3、歳出でございます。最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業6億6,446万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関わる経費で、利用人数、利用料の増加に伴うものでございます。

続きまして、28ページを御覧ください。1段目、説明欄、住民情報システム（障害者総合支援）改修事業315万4,000円の増額は、医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システムの改修費でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 障がい福祉については、資料をいただきましてありがとうございます。とても分かりやすくいいのですが、ちょっとだけ分からないところがあったので教えてもらいたいのですが、障害児のほうのサービスで、増加率として多いものはどれなのかというところで、それぞれの増加率を教えてください。

それから、障害者のほうですけれども、これはいろいろな種類があるので、一つ一つはいいとして、特に増加率が高いものというのを教えていただきたいと思います。

もう一つ、あと1点は、障害者のほうの補正予算を組む上で、表がありますけれども、平均単価と想定月単価というふうになっていて、非常に細かいところで申し訳ないのですが、例えば施設入所支援の部分を見ると、想定月単価のほうが1万円ほど低く計算をするというふうになっていて、逆に自立訓練（機能訓練）のほうは3万円多く計算をするというふうになっていて、これらはどういう傾向から来るのかなと思ったので、よろしく願いします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） ご質疑にお答えいたします。

障害者のほうのサービスなのですけれども、ちょっと数字のほうは、その比較の表を持ってきていなかったもので申し訳ないのですが、一応一番多くなっていると思われるのが放課後等デイサービス、こちらは小学生、学校が終わってからの預かりという形になるのですけれども、こちらのほうは増加が増えている傾向にあるとは認識しております。

あと、障害者のほうですけれども、やはり就労支援B型の施設というのは結構多くできてはいるのですけれども、やはり利用者の方も増えておりまして、こちらのほうも、この中では増加率としては高いのかなと認識しておるところでございます。

予算のほうで、まず平均単価、あと想定月単価なのですけれども、こちらはあまり細かい、本当の生の月単価で出しますと、やはり端数とかの関係でちょっと調整が必要ということと、あと人数のほうも若干調整を、実際入っていらっしゃる方の推移を見て、平均でこの辺りということで、担当のほうでちょっと推算というか、推測でつけた数字なのですけれども、それでちょっと人数が増えている分を逆に単価下げてみたりとかという調整を図った上で、このような想定月単価という形で出したものでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 以上で。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

では次に、高齢福祉課から説明を願います。

草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 高齢福祉課、草間です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

議案第91号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

予算書4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款3民生費、項1社会福祉費、事業名、老人福祉施設整備事業、金額、4,550万円につきましては、今回の補正予算の対象となっております補正事業に係る当該施設整備の完了予定が次年度になることが確実でありますことから、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から生活管理指導短期宿泊事業委託、愛の定期便事業委託につきましては、令和8年度の事業であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。上から5段目、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金に4,550万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、28ページを御覧願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、説明欄、老人福祉施設整備事業4,550万円の増額につきましては、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行うICT情報通信技術の活用による業務の効率化に資する機器の導入に必要な経費に係る補助金でございます。歳入で計上いたしました地域医療介護総合確保基金事業補助金を市から整備事業者に補助金として、支出するものでございます。なお、この補助事業に関しましては、当該施設整備の完了予定が次年度になることが確実でありますことから、先ほどご説明しましたとおり、繰越明許をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今最後の大規模改修でICT化も進めるというところで、対象の施設とICT化というのはどこでも進めているのかなと思うのですが、この施設ではどうだったのかというところをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） お答えいたします。

今回の補助対象施設でございますが、本市蓬田地内に拠点を置きます社会福祉法人県西せいかん荘が運営する特別養護老人ホーム県西せいかん荘及び同じく八丁台地内に拠点を置きます社会福祉法人幸恵会が運営いたします特別養護老人ホーム中館園でございます。今回の補助の内容についてでございますが、先ほど申しあげました特別養護老人ホーム2施設におきまして、こちらの補助事業なのですが、先ほども申しあげましたとおり、屋根の防水工事ですとか、浴室改修などの大規模修繕と抱き合わせて行うことが補助要件となっております。先ほどご質疑あったICTの部分に関しましては、こちら内容的には、見守り支援センサーやナースコール、モバイル端末等の通信機器の導入、こちらを今回の補助事業で進めて、介護現場の負担軽減ですとか、情報共有の円滑化を進めることで、入居者のよりよいサービスの向上につながるものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） このICT化が実際にはなかなかほかでは進んでいないと、介護現場では進んでいないという状況があるのかどうか、その辺お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 介護現場でのICT機器の導入が進んでいるのかというご質疑かと思えます。こちらにつきましては、茨城県におきまして、こちら県の補助事業なのですが、やはり県内でもそういったやはり介護現場の負担軽減といいますか、業務の効率化、あとは施設内の情報の共有化、あとはひいては現場の負担軽減によって人件費も削減できるということで、そういったことで、県のほうでもこの補助事業には力を入れております。ちょっと筑西市内でどの程度ICT化が進んでいるのかということに関しては存じ上げないところはあるのですが、こういった補助事業を活用して、今後こういった形で、介護現場の負担軽減とか入居者のサービス向上に努めていければと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明をお願いします。

首藤介護保険課長。

○介護保険課長（首藤雄一君） 介護保険課、首藤です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。2段目、款15国

庫支出金、項2 国庫補助金、2番目の目3 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金104万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費に係る補助金で、改修費の2分の1に相当する額が補助されるものでございます。

次に、28ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、2段目の目5 高齢者福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金109万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費の増額分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第94号「筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、人権推進課から説明を願います。

高島人権推進課長。

○人権推進課長（高島 満君） 人権推進課、高島です。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、人権推進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

令和7年度12月補正概要説明書、別紙債務負担行為一覧の3ページを御覧願います。広域隣保活動相談員保険料1,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。これは、令和8年4月1日からの広域隣保活動相談員の活動時の事故補償に係る損害保険の契約が事前に必要なためでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第92号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚紀君） 医療保険課、荒山です。着座にて失礼します。

議案第92号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億2,130万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

初めに、4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為でございます。国保情報集約システム運用手数料をはじめといたします全10件の事項につきましては、令和8年度の業務委託料及び手数料などありますが、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目10節1、説明欄1、子ども・子育て支援事業費補助金に176万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に伴うシステム改修費に対して補助金が交付されるものでございます。

次に、款4 県支出金、項2 県補助金、目5 保険給付費等交付金、節2 特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）に1,445万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用のうち、総合相談など健康管理事業の実施に要した費用と施設整備事業の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款8 項1 繰越金、目2 節1 その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金に98万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度国民健康保険特別調整交付金と令和6年度国民健康保険保険者努力支援交付金精算に伴う返還金が発生したことにより、繰越金にて対応するものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。3、歳出でございます。款1 総務費、項2 徴税费、目1 賦課徴収費、説明欄、住民情報システム（国民健康保険税）改修経費176万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の対応に向けたシステム改修委託料でございます。

次に、款6 保健事業費、項3 目1 国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業1,445万8,000円の増額は、歳入でご説明しました国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

次に、款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金、説明欄、償還金98万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度に交付された国の国民健康保険災害臨時特例補助金と令和6年度の国民健康保険保険者努力支援交付金精算に伴う償還金でございます。

議案第92号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第92号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決をいたします。

議案第92号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第93号「令和7年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚紀君） 医療保険課、荒山です。よろしく申し上げます。着座にて説明いたします。

議案第93号「令和7年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,732万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,560万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

初めに、4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為でございます。WEB口座振替受付サービス手数料（後期高齢者医療保険料）をはじめといたします全3件の事項につきましては、令和8年度の業務委託料及び手数料であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1、説明欄1、現年度分に6,630万4,000円、同じく目2普通徴収保険料、節1、説明欄1、現年度分に1億101万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、後期高齢者医療保険料について、被保険者数増に伴う増額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。3、歳出でございます。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、後期高齢者医療保険料納付金に1億6,732万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、後期高齢者医療被保険者から徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

議案第93号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第93号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決をいたします。

議案第93号「令和7年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第94号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

なお、議案第94号については、複数の課にまたがるため、全ての課の審査の終了後、討論採決をしたいと存じます。

介護保険課から説明を願います。

首藤介護保険課長。

○介護保険課長（首藤雄一君） 介護保険課、首藤です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼します。

議案第94号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ265万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,121万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

初めに、4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為でございます。介護保険課所管分は5件ございます。まず一番上、WEB口座振替受付サービス手数料（介護保険料）につきましては、口座振替の申請をウェブ、パソコン、スマートフォンから受け付けるための手数料でございます。

次に、住民情報システムアウトソーシング（介護保険）、その下、住民情報システムアウトソーシング（介護収納）につきましては、介護保険料の収納消し込みに関わる委託料でございます。

その下、介護認定審査会クラウドライセンス使用料につきましては、介護認定審査会で使用するタブレット端末のデータバックアップ等の使用料でございます。

一番下、生活支援サービス事業委託につきましては、高齢者の在宅支援サービスに関わる委託事業でございます。これらは、令和8年度の年度初日から業務に対応するためには、事前に委託契約の締結が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 節1 利子及び配当金、説明欄1、介護給付費準備基金利子156万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、市指定金融機関の預金金利引上げ改定に伴う増額分でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2、説明欄1、事務費繰入金109万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和7年度税制改正に伴う住民情報システムの改修費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、8ページを御覧願います。3、歳出でございます。款1総務費、項2目1賦課徴収費、節12委託料、説明欄、住民情報システム（介護保険）改修事業109万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額の見直しが行われたことにより、介護保険料における所得段階の収入変動に対応するため、住民情報システムの改修委託料でございます。

次に、款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業156万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、市指定金融機関であります常陽銀行が普通預金及び定期預金の金利引上げ改定に伴い、利子増額分を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間 太君） 高齢福祉課、草間です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第94号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

予算書4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為でございます。下館東部地区地域包括支援センター運営事業委託、下館西部・北部地区地域包括支援センター運営事業委託、下館南部地区地域包括支援センター運営事業委託、関城・明野・協和地区地域包括支援センター運営事業委託につきましては、高齢者が居住地の身近な窓口で相談及び支援ができるよう、地域包括支援センター業務を委託するものでございます。

その下、在宅介護者紙おむつ支給、高齢者配食サービス事業委託につきましては、高齢者の在宅支援サービスに係る事業でございます。これらは、令和8年度の年度初日から業務に対応するには、事前に契約の締結が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第94号について、全ての課の説明、質疑を終了いたしました。

議案第94号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決をいたします。

議案第94号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

ます。

[賛成者挙手]

○委員長(大嶋 茂君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第95号「令和7年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)」について審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 地域医療推進課、長塚でございます。よろしくお願ひいたします。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第95号「令和7年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)」につきましてご説明いたします。この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ295万8,000円を減額する補正予算でございます。

初めに、議案書6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入、款1諸収入、項1貸付金元利収入、説明欄2、西部医療機構貸付金元金収入につきまして、647万3,000円の増額を、また下段、2、西部医療機構貸付金利子収入につきまして、943万1,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては歳出にてご説明させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出、款2項1公債費、説明欄、地方債償還元金につきましては、647万3,000円の増額を、また地方債償還利子につきましては、943万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和7年度における茨城県西部医療機構への貸付金につきまして、償還元金及び償還利子の額が確定したことに伴い、補正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を終結いたします。

議案第95号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) 討論を終結いたします。

これより議案第95号の採決をいたします。

議案第95号「令和7年度筑西市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(大嶋 茂君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

[保健福祉部退室。こども部入室]

○委員長(大嶋 茂君) それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第88号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」審査を願います。

こども課から説明を願います。松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 座ってください。

○こども課長（松本芳視君） 着座にて説明させていただきます。

議案第88号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」ご説明いたします。今回改正する条例につきましては、議案第88号にございます4つの条例となっております。それぞれ一部を改正するものでございます。

今回の条例改正は、まず保育所等において、保育士による虐待など不適切な事案が全国的に相次いでいることから、児童福祉法第33条の10にこれまで対象施設ではなかった保育所や放課後児童クラブなどの職員による虐待に関する通報義務などを創設するとともに、新たに第2項及び第3項を新設し、第2項におきましては、各児童福祉事業に係る所管行政庁などを明確化し、第3項では、それら所管行政庁に対して意見を述べるができる審議会などの明確化ということを踏まえて、児童福祉施設の職員等による虐待通報などについて強化したものでございます。この児童福祉法の改正に伴い、本市の4つの条例において従うべき基準としております内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらにおきまして、児童福祉法で改正のあった同条を引用している箇所につきまして、第33条の10各号から第2項、第3項が加わったことにより、第33条の10第1項各号と改正されたため、4つの条例にあります同様の箇所につきまして、内閣府令と同様に改正するものでございます。

加えて、筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらにつきましては、令和6年度の地方からの提案等に関する対応方針により、内閣府で検討されておりました保育所等における年齢に応じた健康診断の実施方法、こちらにつきまして、こども家庭庁で調査した結果、一定程度の保育所等において、子供の健康状態を確認するため、保護者の同意を得た上で、市町村が実施するゼロ歳児から2歳児に係る乳幼児健康診断の結果を保育所が実施する健康診断、こちらに活用していることが明らかとなったことから、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、母子保健法等に基づき、市町村が実施している乳幼児健康診断、いわゆる1歳6か月健診や3歳児健診、こちらの内容が家庭的保育事業等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、こちらの全部または一部を行わないことができることと改正されたことにより、同基準を参酌しております筑西市の筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、厚生労働省令と同様の改正をするものでございます。

説明は以上となります。よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。前半の通報義務のところ、義務ってなってしまったので、これケーススタディーでこういった場合は絶対通報しなさいよという内容になるかと思うのですが、それケーススタディーでちょっと教えていただきたいのと、もう1つは、これ今おっしゃった認定こども園とかの、これは周知というのですか、教育というのですか、その辺のこういった形でやられるのか、その2点教えていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

これまで児童福祉法第33条の10におきましては、小規模住居型児童養育施設とか里親、乳児院など、あくまでも一般に児童が預かるような場所ではないところを通報義務の対象施設としておりました。しかしながら、近年、さいたま市や船橋市とか世田谷区などで、もう保育士が虐待をしているという事案が多々発生しましたので、これらを通報しなくてはいけないという義務を保育士や放課後児童クラブの支援員に法で義務化したということになります。今までは法の義務化がなかったということを1つの言い逃れのような形を取っていたのを完全に法で義務化いたしました。こちらに関しましては、この改正後に、各保育施設にはこども課のほうから通達をして、徹底するようにすることに加えて、ホームページでの周知も現在進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。それって通報って、今おっしゃった誰がは分かったのですけれども、これ誰に通報するのですかという部分についてはいかがですか。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こちらに関しましては、いち早くという特別の虐待の通報のダイヤルですと、茨城県、さらに児童相談所、母子保健課、こども課など我々行政のところに通報をしていただくこととなります。ですので、ホームページ等の掲載の内容につきましては、それらの関係機関の電話番号などを掲載するというところで進めております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。これ義務を怠ったよねってなった場合の処置はどうなるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こちらに関しましては、処分、過料等もございません。ですので、国民というよりも就労者の義務だということを徹底していきたいと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 大体分かりました。それで、通報する人というのは、保育所の施設の職員、あと子供が家庭に帰ってきて、あざができていたとかなんとかといったようなこともあるかと思うのですが、そういった場合には今度保護者ということになるわけですが、その点はどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

この職員には、保育士も含めて、あとは身の回りの支援をする者と給食等を管理する者全ての関係職員ということで含まれております。さらに、保護者ももちろん虐待の通報の義務はございますので、そちらでも通報のほうあると思います。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第88号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） これより議案第88号の採決いたします。

議案第88号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども課所管の補正予算について審査を願います。

まず、こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続き説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第91号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。まず、第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。債務負担行為補正の説明は、令和7年度筑西市一般会計補正予算書ではなく、概要説明書の別紙、債務負担行為一覧にてご説明させていただきますので、別紙、債務負担行為一覧の3ページを御覧願います。こども課の債務負担行為は、下から6番目、73番、地域子育て支援拠点事業委託及び77番、WEB口座振替受付サービス手数料（保育料）、次に78番、子育て支援コンシェルジュ事業委託、ページを返していただきまして、4ページ上段の79番、放課後児童健全育成事業委託から83番、住民情報システムアウトソーシング（児童扶養手当）の8本となります。これらは、全て期間が令和8年度となり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

補正予算書に戻っていただきまして、24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から3段目、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に1,451万7,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく一番下段、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に1,451万7,000円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては歳出にてご説明いたします。

次に、29ページを御覧願います。3、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、地域子ども・子育て支援事業に4,355万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、昨年度に令和6年度の交付基準額で算定いたしました放課後児童健全育成事業の委託料、こちらにつきまして、今年度になって、令和7年度の交付基準額が示されたため、その令和7年度の交付基準額で委託料を再積算したことにより補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、こども課認定こども園せきじょうから説明願います。

小里こども課認定こども園せきじょう園長。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） こども課認定こども園せきじょう、小里でございます。着座にて失礼いたします。

議案第91号のうち、認定こども園せきじょう所管の補正予算についてご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。債務負担行為補正につきましては、別資料の令和7年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。概要説明書、別紙、債務負担行為一覧の4ページを御覧願います。まず、84番、WEB口座振替受付サービス手数料（バス代、給食費）でございます。こちらは、園児送迎用バス代や給食費等の保護者実費負担分について、ウェブ申請を可能とし、パソコンやスマートフォン等から申請できるようにすることで、保護者の利便向上を図ることを目的としたものでございます。

続きまして、85番、学校災害賠償補償保険料（1号認定児）でございます。こちらは、市が設置管理する学校施設の瑕疵並びに学校業務遂行上の過失に起因する事故について、市が法律上の賠償責任が生じることによって、被る損害に対して保険金を支払う保険となります。こちらが1号認定児が対象となります。

続きまして、86番、園賠償責任保険（2、3号認定児）でございます。こちらは、園の施設の欠如や管理の不備及び業務中の監督不注意等によって、保険期間中に発生した事故等について、園が園児や第三者に対して法律上の賠償責任を負う場合に支払う損害保険金や諸費用に対する保険でございます。こちらの対象は2、3号認定児となります。

続きまして、87番、医療的ケア児賠償責任保険料でございます。こちらは、医療業務を遂行するに当たり、職務上相当な注意を用いなかったことに起因する対人事故（医療行為等）の対象者の身体の障害が保険期間中に発見された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しての保険金でございます。これらの4本は、期間が令和8年度であり、年度当初からの事業を行うために、事前に事務処理等を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明を願います。

長塚母子保健課長。

○母子保健課長（長塚美恵子君） 母子保健課、長塚でございます。よろしく願いします。着座にて失礼いたします。

議案第91号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。債務負担行為補正につきましては、別紙資料の令和7年度補正予算概要説明書にてご説明させていただきます。

概要説明書、別紙、債務負担行為一覧の3ページを御覧ください。74番、女性相談員活動に係る保険料から76番、しもだて子育て支援センター運営委託までの3本、続いて5ページを御覧いただき、109番、2歳児歯科健康診査委託から118番、産後ケア委託までの10本、合わせて13本でございます。これらの13本は、

期間が令和8年度であり、年度当初からの事業実施を行うために、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室〕

○委員長（大嶋 茂君） 休憩いたします。開始は10分といたします。

休 憩 午後 2時

再 開 午後 2時 8分

〔教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、教育委員会所管の審査に入ります。

議案第83号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

文化スポーツ課、成田文化スポーツ課長、説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 文化スポーツ課の成田でございます。着座にて説明いたします。

議案第83号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。令和7年10月24日付けで、条件付き一般競争入札（電子入札）に付した令和7年度協和多目的研修センター改修工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事は、議会の議決に付すべき契約となっておりますので、議会にお諮りするものでございます。

契約の内容といたしましては、1、契約の目的、令和7年度協和多目的研修センター改修工事、2、契約金額、1億9,690万円、3、契約の相手方、常陸・こころ特定建設工事共同企業体、代表構成員、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役飯島賢一、構成員、筑西市藤ヶ谷2187番地、株式会社こころ建築設計、代表取締役、田中康寛、令和7年12月3日提出でございます。

この工事は、協和多目的研修センターの施設老朽化や劣化、ゆがみ、破損を原因とする雨漏り等により、施設利用時に支障を来しているため、屋根の改修工事を中心に実施いたします。協和多目的研修センターは、昭和62年に竣工しましたが、施設の老朽化により雨漏りや度重なる地震等により、建材のゆがみ、隙間など、施設利用にも支障が生じていることから、改修工事を実施し、施設環境の改善と長寿命化を図るものでございます。ページを返していただきまして、参考資料を御覧ください。工事概要の主な部分をご説明いたします。

工事名、契約金額、契約の相手方等につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。工事場

所は筑西市久地楽260番地、工事期間は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和8年9月14日までの約9か月間を予定しております。なお、工事請負契約につきましては、11月17日開札、11月19日に仮契約を締結しているところでございます。

施設概要でございますが、建設年度は昭和62年3月、構造は鉄骨造、建築面積が1,149.955平米、延べ床面積が975平米、使用用途は体育施設でございます。協和多目的研修センターは、昭和62年に竣工しましたが、施設老朽化による雨漏り等で施設利用に支障が生じていることから、雨漏り対策の屋根、天井の改修工事を実施し、施設環境の改善を図るものでございます。

次のページからは設計図といたしまして、平面図、立面図でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 願います。これ改修工事ということで、38年前になるのですか、昭和62年ということで、これ改修いろいろ細かく書いてあって、なかなか見るのが難しいのですが、トイレの部分は何かこれ見ると、洋式になって、便座、暖房便座とか今ウォシュレットとかいろいろ入って新しくなっているのが、LEDの機器とかそういうが入っているの、改修されるの分かるのですけれども、あとこれ見ると、何か外壁と屋根ですよ、そういったものが中心なのかなと思うのですけれども、まず最初にこれから多分高齢者の方が非常に使うようになると思うので、このバリアフリーの改修とかというのは全体的に入っているのでしょうか。まずそこから願います。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） ご質疑にお答え申し上げます。

バリアフリーなども内容には含まれておりまして、トイレも和式から洋式化ということで工事は進みます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） バリアフリーはそれぐらいですか。トイレぐらいですか。あと、それぐらいかという、ほかにもっと具体的ながあれば、例えば手すりとかスロープとか、そういうのあったほうがいいのかなと思ったのですが、せっかくこれだけ予算かけてやるので、同時にちょっと聞きたいのが、今38年たっていますよね。耐震もあって、地震で隙間ができたとかって話もあったのですけれども、あと何年ぐらいこれ使用可能なのかということも同時に聞きたいと思います。3回しかないなので、願います。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） すみません。先ほどのご質疑にちょっとお答えが漏れました。入り口付近のスロープももちろんこれは含んでおります。

また、改修工事をするので、長寿命化の対策ということで、50年はもたせようということで、設計のほうはしております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 最後。これ50年というのはこれから50年ですか。トータル50年。

あと、もう1つ、すみません。ごめんなさいね。改修した後の利用料金というのは今までどおり据置きなのかどうか、そこだけ最後聞かせてください。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

利用は、これから先50年ということでもたせたいと思っております。

利用料金も同じ据置きということで実施したいと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 常陸・こころJVですね、このこころ建築設計と常陸建設、これ分かるのですけれども、設計図を見ますと、みんなAOI建築設計事務所でやっているのだよね。何で設計図を書いたところがあるのに、またこれJVはこころ建築設計がJV組んでいるのか、ちょっとその辺のところ何か不思議なのですけれども、どういうことなのか。

それと、これ入札参加したのは多分この1JVですよ。何でこの1JVだったか、感想ありますか。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） ご質疑にお答えしたいと思います。

設計と、まず、設計のほうの業者と、あとは建築のほうは全く別になります。名称では設計というお言葉を使いますが、工事ということになります。

1者だったということで、その感想なのですが、正直もう少し出てくれたらありがたいなと思いましたが、ただ1者でも本気で取り組んでくれる業者が手を挙げてくれて、安心したところでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 談合情報はなかったのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） これ一般競争の電子入札となりまして、入札に付した結果が、この結果だったと認識しております。ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 3点ありまして、1つは物価高騰のときなものですから、工事費をいかに縮減するかというところがあったと思いますが、その辺はどのようにやったかというところをお願いします。

それから、2つ目、まとめてやりますね。2つ目は、雨漏りということがあるのですけれども、明野トレセンの場合は、猛暑対策も兼ねて二重屋根にしたというふうに、葺き替えはなくて二重屋根にしたというのがあって、なるほど、これは長もちもするし、猛暑対策にもなるしというふうに感心したところなのですが、今回明野トレセンと違って、その辺がどうして違うのかと。工事費の縮減のためなのかどうかというところをお願いいたします。

それから、トイレ見ると、男女の基数が変わっています、と思うのですが、それらの変更について、お願いいたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） ご質疑にお答えしたいと思います。

まず、物価高騰に関する縮減ですけれども、こちらの2つ目の質疑とちょっと一緒になってしまいますが、まず今回の屋根の工事につきましては、明野の場合には、カバー工法という工法を取らせていただきました。今回協和多目的研修センターにつきましては、屋根の傷みのほうは、強度のほうはまだ劣化はしていませんでしたので、強度を生かしまして、高強度ウレタン・ゴムアス複合塗膜防水という防水加工を施す最新の塗膜をつくるという工法に変えてございます。そのために、軽量化にもなりますし、価格の高騰も抑えられるということで実施しております。この塗膜防水につきましては、追ってまた塗膜をかぶせることもできますので、どんどん強度は増していくような形を取るような塗膜という塗装になってきますので、あとは軽量化にもなりますので、この方法を取らせてもらいました。

あと、トイレの数なのですけれども、これトイレを少しバリアフリーにしたために、トイレの個室を少し面積を広げております。そのために数のほうは調整させていただきました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

そのほかに物価高騰にいろいろな工夫というかそういう、最初こんな計画をしたけれども、やはり抑えるためにこうやったというようなところありましたら、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 明野のほうはカバー工法ということで、既存の屋根をカバーする方法を取ったわけなのですが、今現状は工事のほうは進められております。これが明野のほうの工事と協和のほうの工事と、これかぶってまいりますので、やはり利用者のことを考えますと、2か所同時の工事、できるだけ期間を短く工事を進める。そうしますと、職員の作業をしてくれる人件費のほうも抑えられます。そういったことで、人件費を抑えるのと、あとは期間を短くすることで費用を抑える、そういった工夫をしております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第83号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明をお願いします。

稲川学務課長、説明をお願いします。

○学務課長（稲川栄士君） 学務課、稲川です。よろしくをお願いします。着座にて説明します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款10教育費、項3中学校費、事業名、中学校運営関係費487万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、関城中学校放送設備更新工事に伴うものでございます。放送設備は量産品とは違い、在庫数に限りがあり、調達に時間を要するため、今年度内の事業完了が困難なことから、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

18ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも令和8年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、各事項の期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。

初めに、下から4段目、連絡網サービス「マチコミ」利用料でございます。これは、学校配布物を削減することを目的としまして導入した連絡網サービスアプリ、マチコミの年間利用料でございます。

次に、下の段、学校災害賠償補償保険料でございます。これは、学校の管理下において、児童生徒等がけがをした場合などに備えて加入する保険料でございます。

次に、下の段、学校評議員活動に対する保険料でございます。これは、学校評議員の活動において、けが等をした場合などに備えて加入する保険料でございます。

19ページを御覧願います。上から4段目及び5段目、茨城新聞購読料（学校教育）及び毎日小学生新聞購読料でございます。これは、学校における新聞教育を充実させるため、新聞を購読するものでございます。

次に、下の段、学習系システム用アカウント年次更新業務委託でございます。これは、教職員の異動、児童生徒の入学、進学の新入に伴い、システムのアカウント情報の年度更新作業を委託するものでございます。

次に、下の段、小学校健診委託でございます。これは、小学校の児童及び教職員の健康診断を委託するものでございます。

次に、下の段、小学校健康診断用器具借上料及び下の段、小学校健康診断用器具配送料でございます。これは、小学校児童の健康診断時に、学校医等が使用する医療器具の借上料及び各学校までの配送料でございます。

次に、下の段、小学校入学祝い品購入でございます。これは、令和9年度に小学校に入学する児童に、入学祝い品として贈呈するランドセルを購入するものでございます。

次に、下の段、小学校教師用教科書・指導書等購入でございます。これは、令和6年度に採択替えとなったもののうち、未設置の教科分や特別支援学級等の増により、不足した教師用の教科書、指導書を購入するものでございます。

20ページを御覧願います。1段目、中学校健診委託でございます。これは、中学校の生徒及び教職員の

健康診断を委託するものでございます。

次に、下の段、中学校健康診断用器具借上料及び下の段、中学校健康診断用器具配送料でございます。これは、中学校生徒の健康診断時に学校医等が使用する医療器具の借上料及び各学校までの配送料でございます。

次に、下の段、中学校教師用教科書・指導書等購入でございます。これは、特別支援学級等の増により不足した教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

31ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校運営関係費に487万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほど繰越明許費でご説明いたしました関城中学校放送設備更新工事において、令和7年9月3日の落雷の影響により故障した校内放送設備の更新工事を行うため増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、学校給食から説明願います。

館野学校給食課長、お願いします。

○学校給食課長（館野満章君） 学校給食課、館野です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、学校給食課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書21ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から2行目、保菌検査料でございます。期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。これは、年度当初から、市職員、学校用務員に給食衛生管理基準により、保菌検査を実施するためのものでございます。

次に、その下、WEB口座振替受付サービス手数料（学校給食）でございます。これは、学校給食費の口座振替依頼をウェブによって、パソコン、スマートフォン等から申請可能とするためのサービス手数料でございます。年度当初から業務を執行する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から、久保田義務教育学校整備課長、お願いします。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 義務教育学校整備課、久保田です。着座にて説明します。

議案第91号のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。18ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも令和8年度当初から事務を執行する

必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

18ページが一番下の段を御覧ください。各事項の期間、限度額については記載のとおりでございます。スクールバス乗降確認システム利用料は、明野五葉学園において運行するスクールバスにおいて導入しております乗降確認システムに係る利用料でございます。

19ページが一番上の段を御覧ください。スクールバス乗降確認システム運用委託、こちらはシステム運用に必要な情報端末のための事務使用料でございます。

その下でございます。WEB口座振替受付サービス手数料（スクールバス保護者負担金）は、下館中学校及び明野五葉学園のスクールバス保護者負担金を支払うための口座振替の申請をウェブ上でできるようにするためのサービス手数料でございます。

その下でございます。下館中学校スクールバス運行委託は、下館中学校におけるスクールバス運行の事業者と今年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、25ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。表の1段目、款18項1 寄附金、目10教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に1,111万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、協和地区義務教育学校整備事業への指定寄附として、匿名で1,000万円、それと株式会社エーアンドエーマテリアル様から100万円、それと教育施設整備への指定寄附として、匿名で10万円、それと教育活動への指定寄附として、有限会社湖月庵様から1万826円の寄附をいただいたものでございます。寄附金の使途につきましては、それぞれ学校教育施設整備基金への繰入れを行うものでございます。

次に、30ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設営繕事業に501万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和8年度の学級編制に伴い、養蚕小学校、中小学校、大田小学校において、特別支援教室や日本語教室増加対応工事を実施するため、工事費の増額をお願いするものでございます。

続いて、31ページを御覧願います。款10教育費、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄、中学校施設営繕事業に335万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館中学校において校内フリースクール専用の部屋への改修工事を実施するため、工事費の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） お願いします。最後にあったのですけれども、中学校施設営繕事業ですか、これのフリースクールという話だったのですが、これフリースクールというのは分かるのですけれども、例えばこのフリースクールと普通の教室の違いって何なのでしょう。何か改修する必要があるのかどうか、そのまま使えるのではないかと思うのですが、いかがですかということをお聞きしたい。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） フリースクールの部屋なのですけれども、新しくフリースクールにする専用の部屋を設けるのですけれども、その部屋に空調が設置していないものですから、空調を設置するための改修費でございます。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） もう1つ。これすみません。では、このフリースクールの対象となる児童数、これどのぐらいいるのか伺いたいのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） その辺についてはちょっと把握してございません。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうから。教育支援センターと、今回は中学校のほうの校内フリースクールで、データのちょっと古いのですが、教育支援センターという、市内4か所でやっているところが令和7年3月で33人、校内フリースクール、まだ令和7年3月ですと、南中と協中はまだ未設置なのですが、その時点で13人、民間のフリースクールが26人、ちょっとデータ古いのですが、参考までにご説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） すみません。最後に。部長、これ最終的に全部の中学校にフリースクール、校内フリースクールを設置する形ですか、それだけお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 私のほうからご説明させていただきます。

令和8年度で、協和中学校も校内フリースクール設置しますので、それと全ての中学校で校内フリースクール設置の見込み、予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今の校内フリースクールの工事請負費なのですが、金額が1つの部屋をフリースクールにするには大きい数字だなと思うので、ちょっとその辺、いろいろな中身をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

もともと教材室があった部屋なのですが、そこをちょっと中を大きく改造するのと、エアコンをつけると、そういう改装を行います。見積りを取ったところ、これの金額だったので、こういった要求をいたしたと。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 部屋の改造なのですが、我々が視察なんかで見てきたのは、割と金かからないように、本棚とか何か棚とかそういったもので仕切ったりというふうに使っていたのを見てきたのですが、その点はどういう改修になるのか、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

これまでは、仕切った部屋で使っていたのですが、やっぱり専用の部屋、校内フリースクールと

いう定義に合わせますと、専用の部屋で、さらに専用の配置の職員をつけるというのが校内フリースクールと聞いておりますので、今回専用の部屋をつくるということで仕切りとかではなくて、部屋をつくるということにしました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次、生涯学習課から説明をお願いします。

飯島生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（飯島知枝君） 生涯学習課の飯島です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書20ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。いずれも令和8年度当初から業務を開始する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。期間、限度額につきましては、補正予算書のとおりでございます。

初めに、5行目、住民情報システムアウトソーシング（二十歳の集い）でございます。こちらは、二十歳の集いを開催するに当たり、該当者を住民基本台帳より抽出し、宛名リスト及び宛名ラベル等の作成を行うものでございます。

その下、地域子ども安全ボランティア活動保険料から訪問型家庭教育支援活動保険料でございます。これらは、各種ボランティア等を行う皆様の活動に対し、加入する保険料でございます。

続きまして、下から3行目、里山賠償責任保険料でございます。こちらは、関城地区にあります里山である五郎助山、丸山を訪れた方の活動でのけがに対して備えるための保険に加入するものでございます。

生涯学習課が所管する事業の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、しもだて地域交流センターから説明願います。

池田しもだて地域交流センター長、それでは説明をお願いします。

○しもだて地域交流センター長（池田 健君） しもだて地域交流センターの池田です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、しもだて地域交流センター所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書20ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から2番目、しもだて地域交流センター受付案内委託及びその下、しもだて地域地域交流センター夜間管理委託につきましては、期間、限度額は補正予算書のとおりでございます。どちらも令和8年度当初から委託するため、事前に契約等の手続が必要となることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから、大木生涯学習センター長、お願いします。

○生涯学習センター長（大木 清君） 生涯学習センターの大木です。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明いたします。補正予算書21ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から1番目、関城コミュニティセンター昼夜間管理委託と上から6番目、生涯学習センター夜間管理委託につきましては、昼間の清掃業務と夜間の貸出し対応及び施錠管理を業務委託するものでございます。期間及び限度額は御覧のとおりです。

上から7段目、生涯学習センター舞台音響・照明設備操作委託、期間及び限度額は御覧のとおりです。これにつきましては、生涯学習センター市民ホールにおける舞台音響及び照明設備の操作を業務委託するものでございます。これらは、令和8年度当初から執行するために、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、明野コミュニティセンターからご説明をお願いします。

長本明野コミュニティセンター長、お願いします。

○明野コミュニティセンター長（長本敏介君） 明野コミュニティセンター、長本です。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育委員会、明野コミュニティセンター所管の補正予算についてご説明申し上げます。21ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。上から2番目、事項、明野コミュニティセンター夜間管理委託でございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。これにつきましては、施設の夜間の貸出し及び施設の管理の業務を委託するものでございます。年度当初からの業務が必要となることから、事前に契約の事項を処理するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、協和コミュニティセンターから、説明をお願いします。

大木協和コミュニティセンター長、お願いします。

○協和コミュニティセンター長（大木孝仁君） 協和コミュニティセンターの大木です。どうぞよろしく

お願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、協和コミュニティセンター所管の補正予算についてご説明いたします。21ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。3点でございます。いずれも令和8年度当初から事務を執行する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。なお、各事項の期間、限度額につきましては、予算書のとおりでございます。

初めに、上から3番目、協和コミュニティセンター夜間管理委託でございます。これは、施設の夜間貸出し時の対応及び施錠管理等の委託をするものでございます。

次に、小栗コミュニティセンター施開錠委託でございます。これは、常駐職員を配置していない施設を利用する団体等がある場合に、施設の施開錠を委託するものでございます。

最後に、古里コミュニティセンター管理委託でございます。これは、常駐職員を配置していない施設について、施設利用時の施開錠を含めた施設の管理全般を委託するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、しもだて美術館から説明をお願いします。

渡辺しもだて美術館副館長、説明よろしくをお願いします。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） しもだて美術館の渡辺でございます。着座にて説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、しもだて美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

21ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から3段目、事項、しもだて美術館受付委託、期間、限度額は御覧のとおりでございます。こちらは、令和8年度当初から業務を開始するため、令和7年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第91号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第91号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決をいたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第99号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

義務教育学校整備課から説明を願います。

久保田義務教育学校整備課長、説明をお願いします。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 着座にて失礼いたします。

議案第99号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。令和7年11月10日付で、条件付き一般競争入札（電子入札）に付した旧筑西市立鳥羽小学校解体工事について、下記により、契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1番、契約の目的、旧筑西市立鳥羽小学校解体工事、2、契約金額、3億1,405万円、3、契約の相手方、アロуз・吉江総業特定建設工事共同企業体、代表構成員といたしまして、筑西市海老ヶ島市1724番地1、株式会社アロуз、代表取締役新井達夫、構成員といたしまして、筑西市倉持1126番地、吉江総業有限会社、代表取締役吉江成能、令和7年12月12日提出でございます。

ページを返していただきまして、参考資料1ページを御覧願います。工事の概要について、主な部分を説明いたします。工事名、金額、契約の相手方は、ただいまご説明したとおりでございます。工事場所は、筑西市鷺島170番地、旧筑西市立鳥羽小学校、工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から、令和8年12月28日まででございます。なお、工事の請負契約につきましては、12月2日開札、12月4日に仮契約を締結しているところでございます。

工事概要といたしましては、アスベスト含有建材の処分を含む建物解体工事、外構工作物撤去工事、敷地整備工事でございます。解体する建物概要でございますが、構造・規模は、校舎棟、鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延べ床面積が2,766平方メートル、屋内運動場、鉄骨造、地上2階建て、延べ床面積が892平方メートルが主なものとなり、そのほか渡り廊下等がございます。

ページを返していただきまして、2ページが案内図、配置図3ページが撤去リスト配置図、4ページが解体工事後の外構図でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1件だけお願いいたします。今回の解体設計に当たり、前回明野幼稚園では、アスベスト確認遅れによる追加工事の事案が発生したわけなのですけれども、その事案を踏まえて、アスベスト調査や事業者からの報告タイミングに関する業務フロー、ある意味教育委員会全体なのか、庁舎全体なのかあるかと思いますが、アスベスト調査や事業者からの報告タイミングに関する業務フローやマニュアルを見直した点があればお願いしますというふうに思います。これどういう、何を意図しているのということでございますが、前回明野幼稚園のときに、設計者の方かと全員協議会でもご説明いただいたときに、設計仕様書には、アスベスト調査は設計時にやりなさいとなっていたにもかかわらず、できないから、工事中にやらせてくれと。それ何で、何を基にやっているのですかといったら、基本的にガイドラインがありますよというご説明でございました。すなわち設計仕様書とガイドラインのいわゆるダブルス

スタンダードになっていた、要は執行部は設計書優先でしょうという思っていたかもしれませんが、設計屋はいや、ダブルスタンダードでいいのだというふうに整理をされていた。だもので、その報告のタイミングというのは、設計の納期に対して1週間前に報告が来たのですと、これ執行部の説明でございました。ところが、設計屋の説明は、いやいや、アスベストの分析には2週間かかるのですという説明をされていたわけなのです。ということは、1週間前に説明をされたということは、その時点で既にアスベストの分析をする選択肢はその設計屋にはなかったわけなのです。はっきり言って。だから、ダブルスタンダードプラス報告義務は設計仕様書に載っていたのだけれども、いつのタイミングでやれなんて書いていないものだから、1週間前に来て、だから、端から基本的分析する気はなくて、工事のときに分析をする気満々だったわけです。今まではそれでよかったのでしょうか。ところが、要は明野幼稚園みたいなああいいうイレギュラーのことがあると、どひゃっとなる可能性があるということで、私的にはそれはリスクでしょうというふうに整理をする必要があるのではないのでしょうかと、その観点で、この業務フローとかの見直しがあったのであれば、ご説明いただければと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） ご説明いたします。

アスベストについてですが、今回設計の中でアスベストの調査を行っております。これは、石綿障害予防規則に基づいた事前調査を実施しております。具体的に申し上げますと、図面と目視によりまして、解体する施設の82か所を調査いたしました。そのうち、アスベストがここにありそうだなというところを36か所をピックアップいたしまして、そこから資料を取りまして、調査しております。その結果がアスベストのレベル1が1か所、レベル2が1か所、レベル3が13か所、合計15か所からアスベストが発見されたということです。なので、レベル1にはレベル1の対応したアスベストの処理、レベル2にはレベル2の対応した処理、レベル3にはレベル3の対応した処理を今後やっていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。だから、アスベスト、要は言い分としては、いかなる理由があろうとも、ダブルスタンダードにはしませんと。あくまで設計仕様書どおりに今後設計者のほうには作業させるのですよと。だから、イレギュラーは絶対許しませんと、ガイドラインがあろうとなかろうと、設計仕様書どおりにやらせますわという整理をされたということでよろしいですね。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 明野幼稚園の解体工事は学務課のほうになりますので、教育委員会の中で、全体共有を図っておりますが、アスベストにつきましては、基本的には設計の中で、調査の必要な箇所は全て調査を行うべきとの認識でございます。明野幼稚園のときには、本来であれば工期を延長して調査を完了させた上で、設計を完了すべきところではあったのですが、終わっていないという報告が1週間前だったということがありまして、当然工期延長には議会の承認が必要となりますので、その点で対応できなかったというところは、本当に申し訳なかったなというふうに思っております。

また、明野幼稚園の事案も含めまして、焼却炉があった場所、また借地の場所につきましても土壌調査等も行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。いずれにしろ、だから、市塚部長のときにはもう多分起きないと思います。ところが、基本的に何世代も入れ替わりがある中で、基本的にまた違う方々がご担当するケース、いや、もう筑西市内にはそういう解体工事はありませんと言っているのだったら、アスベストを含んだ、ないのでしょうけれども、そういったことが起こり得るのだったら、ちゃんとその部分も、部長ご説明いただいた部分もちゃんと伝承せひしていただきたいなと思いましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） アスベストの件なのですけれども、やっぱり明野幼稚園のときの教訓ということが今回は特に要求されると思うのです。それで、疑わしいところは調べたということなので、それは当然のことなのですけれども、その疑わしい場所というのは、どういう場所を調べたかという、具体的に教えてもらいたいということが1つです。

それから、当然地中埋設物のほうも、建物建っているところ以外は調べたとは思いますが、どんなところを調べたのかということをお願いします。

それから、もう1つは、この契約を結ぶに当たっての契約書の中で、やはりまたアスベストがやっているうちに、解体しているうちに出了たといったこともないとは言えないので、その場合の契約書でどのようにそこを盛り込んでいるかということ。明野幼稚園の場合は、いろいろないきさつから損害賠償の請求ということまで話に上っているの、そこまでやっぱり想定した契約書にしておかなくてはならないのではないかなと思うので、その辺お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 答弁いたします。

まず、どこを取ったかということなのですけれども、全体で取っているの、例えば床とか壁とか天井、あと幅木、その他シーリングの部分とかそういったいろいろなところから取っています。なので、どこということではないのですけれども、いろいろその可能性があるということで取っているのですけれども、例えば床だったら、8か所ぐらい、壁も4か所、天井もやっぱり床と同じように、何か所か取っていますし、そのほかシーリングの部分とか防水加工しているところなんか数多く取っています。

あと、土壌調査ですが、土壌調査につきましては、借地の部分を中心にやっているのと、あと、その借地の部分の近くに焼却炉があったという、航空写真が昔のが見つかったので、その焼却炉の周辺を行っております。それぞれ借地の部分、借地の1筆から5か所、なので借地の部分から15ポイント、焼却炉の周り5ポイント、合わせて20ポイントから取って、全て汚染物質は見つからなかったという、汚染はなかったというような報告を受けています。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） もう1点、アスベストが出た場合に、どのような設計、契約の中に盛り込んでいるのかというお話ですが、基本的には、設計の中で、アスベストが判明した部分にしか設計の中での

除却費というのは見込めないこととなります。工事を進めていく上で、もしアスベストがほかに見つかった場合ですけれども、設計業者のほうに通常管理をお願いすることとなりますので、新たな処分費が生じる部分、新たにまた再設計していただいて、通常ですと変更契約により処分をお願いするという流れになるかと思えます。いずれも建物は50年前といえますと、当初の建築確認の設計書、また変更したり第1回の変更という設計も行っていきます。設計の制度も若干書類が全て整っていない場合もありますし、実は終わった場合の竣工図等がきちんと明確になっていないというところもありまして、実際には想定される以外のところから、どうしても解体の中で発見される事例も生じます。これはどうしても事前にどれだけここから出るだろうというふうに見積もったとしても、読み切れない部分が生じる可能性はございますし、特に地中埋設につきましては、どうしても全てを掘り起こすわけにはいかないという事情もありますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 結果的に、また設計変更で費用の増額ということになることもあり得るということになってしまうのですけれども、それは不可抗力的な、どうしてもこれ発見できなかったろうというような状況の場合にはあり得ると思うのですが、アスベストは数多い工事の中で、いろいろなところから出てくることがあって、壁の中からも出てくる、天井のつなぎ目、その奥からも出るとかいったようなことがよくあることなので、設計段階では調査を徹底的にやったのだらうと信じたいわけなのですが、本当に徹底的にやったのかなという疑問も持たざるを得ないわけですね、過去の例から。そういったところ、今までの解体事業よりも精度高く調査をしたということであれば、こっちも理解できると思うのですが、その辺どうでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） これも私のほうからご説明させていただければと思います。

当然、明野幼稚園解体の事例も含めて、今回設計業者のほうをお願いする場合には、しっかりとした、アスベストが発見されるであろうという場所は調査をしていただくようお願いしてございます。当然確認申請の設計書、設計の中でも当然耐火ですとか断熱が必要な場所等については、当然アスベストを使用する可能性は高いというところで、当然そこは我々よりも知識を持っている1級建築士の方にしっかりその場所を想定していただいた。その上で、調査もお願いしている状況ではございます。しかしながら、多分過去の建物につきましては、そういった部材が余ったときに、ここも入れたほうがいいのかというところで、まれに想定されないところにも、それでアスベストが含有してしまう可能性はありますので、そこまでやっぱり1級建築士の方が見て、多分ここを見れば大丈夫だろうというところの想定されないところまでは、設計業者のほうに求めるのはなかなか難しいというふうに思いますし、特に地中につきましては、本当に全部となりますし、本当に全てのアスベストを確認するとなったら、結果解体しないと判明しないという趣旨を、特に50年前の建築物はそういった事態が生じますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どういうところが疑わしいかというのは経験もあるでしょうけれども、国土交通

省のほうでも、こういうところと、これはもう絶対よく見なさいというのを解体業者のために出しているのです。それを見ると、本当になかなか普通考えられないような部分もやるのだなと。見ないと駄目なのだというのは分かるわけなのですが、それらも1級建築士ですから、その辺はちゃんと熟知していて、その該当するような部分は全て網羅したというふうに理解したいのですが、その辺はどうですか、発注側は。

○委員長（大嶋 茂君） 市塚教育部長。

○教育部長（市塚文夫君） 我々当然知識がないということで、1級建築士の方に、建物を建てる場合、解体する場合もお願いするわけです。当然1級建築士の方はそういった知見を有している、当然指導を受けていて、1級建築士の方であれば、そういった内容を知らないということは恐らくないでしょうということは、実は明野幼稚園のときに別な1級建築士、建築協会の方に話を伺ったことがあります。その際にも、アスベスト調査は設計の中で工事に持ち込まないと、基本的には疑いがある場所は全て調査を行う、そういった内容は1級建築士であれば、知り得ていなくてはいけない状況ということなので、市の設計の委託という、入札のほうでの登録業者であれば、それは資格として知っていなくてはいけないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もしも発見された場合には、やっぱりそういう姿勢で臨まなくてはいけないなと思いますので。

○委員長（大嶋 茂君） これは、あくまでも契約の中の要望ですよ。質問というより。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認をしているところです。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

議案第99号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決をいたします。

議案第99号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたく存じます。
以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3時13分